平成25年12月19日(木曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	小 松	孝	年	2番	小	永	正	裕	3番	西	村	將	伸
4番	坂 本	あ	Þ	5番	亀	沢	德	明	6番	宮	地	葉	子
7番	矢 野	昭	三	8番	Щ	﨑	正	男	9番	藤	本	岩	義
10番	明神	照	男	11番	森		治	史	12番	宮	Ш	德	光
13番	池 内	弘	道	14番	濱	村		博	15番	下	村	勝	幸
16番	山 本	久	夫										

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町			長	大	西	勝	也	副 町 長 植田	壯
総	務	課	長	武	政		登	青報防災課長 松本	敏 郎
税	務	課	長	金	子	富	太	主 民 課 長 松 田	春 喜
健原	表 福	祉課	長	宮	Ш	茂	俊	農業振興課長 野 並	誠路
まり	らづく	くり訳	果長	森	田	貞	男	産業推進室長 森 下	昌 三
地均	或住	民課	長	村	越	豊	年	海洋森林課長 浜 田	仁 司
建	設	課	長	今	西	文	明	会計管理者 濱田	啓
教	冒	育	長	坂	本		勝	数 育 次 長 畦 地	和 也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利 書 記 小 橋 和 彦

議事日程第4号

平成25年12月19日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

平成 25 年 12 月 19 日 午前 9 時 00 分 開会

議長(山本久夫君)

おはようございます。

これより日程に従って会議を進めますので、よろしくお願いします。

日程1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、明神照男君。

10番 (明神照男君)

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたもんで、4点について町長と教育長に質問致します。

第1点の、地場産業の活性についてでございます。

今、グローバル化が言われようときに、言い古されて時代遅れの地場産業活性とかという文言、言葉でございますが、私が申し上げるまでもなしに、皆さんもご存じのように、TPPのあの5品目の聖域がなし崩し。何年、10年近うなるかね、あのウルグアイ・ラウンドの協定のときも日本の農業を守るという言葉、話もありましたけれど守れなかった。

この前、金融機関が暴力団に不正融資の問題が出て、そうこうしよると食べ物の偽装が問題になった。安倍 首相がオリンピックのとき、おもてなしの心という言葉も使うてのことでしたが、まあ、日本には武士道とかね、恥の文化とかいう言葉。ほんまに自分ね、正直という言葉がどこへ行ったがやおか思うがは、そのウルグアイ・ラウンドらの問題で、何だらかんだら分からんようなこと言いもっての人らが、その金融機関の融資の問題とかよ、それから、その味の問題ね。今もう食べ物らにしても、ほんとの味いうもんはもう分からんなっちょる。ほんまに料理の専門家やないと、その元の味が分からんいうような時代。みんなだまされよう。けど、たまたまああいうようなことで問題が出てきたわけで、これ余談になります。そういうことで、この聖域のいろいろな問題の中で。

ほんで、その5年で百姓さん。農業の減産対策は終わるということが出てきました。これについてもいろい ろな見方、考え方あるわけですが。

町長もよくおっしゃられる、その一次産業の町、自分らの町はね。その町の農業政策、農政。取りあえずそれについてお聞き致します。

議長(山本久夫君)

農業振興課長。

農業振興課長 (野並誠路君)

おはようございます。

それでは、明神議員の1番の1、地場産業の活性についての町の農政を聞くについてのご質問に、通告書に 基づいてお答えします。

農業の振興策につきましては、重点項目として3項目を行っていきます。

1つは、担い手の確保、育成にかんする取り組みを行います。

これは、新規就農者が技術、知識の習得から、営農開始初期までの支援を実施します。

今年度から始めました黒潮町農業公社での新規就農者の育成や、篤農家での育成をはじめとした新規就農者 支援事業を、レンタルハウス整備事業や園芸用ハウス流動化促進事業等を取り入れ、支援していきます。

また、営農開始初期には、青年就農給付金、経営開始型事業等を支援していきます。

2つ目の、地域農業の維持、活性化にかんする取り組みは、集落営農の推進、組織化育成を図っていきます。 高齢化や担い手不足、経営規模の縮小、不利な生産条件等による弱体農家集落へ足腰の強い集落営農組織強化 を図っていきます。

また、地域の農地、農業用施設を守る取り組みを、農業者だけではなく、地域と一体になった事業を取り組んでいきます。

事業としましては、中山間地域等直接支払交付金事業や日本型直接支払制度、多面的機能支払と言いますが、 集落営農の推進組織化育成事業などの支援を行います。

3つ目の、経営の安定に向けた取り組みについては、町内の農業生産基盤を維持、強化する必要があります。 近年の資材高騰により、レンタルハウス整備や、既存のハウス設備の延命化による補助事業を行い、農家の 負担軽減を図る必要があると考えます。

また、振興センターや営農センターと連携を取り、農家への個別指導の強化を行い、品質の向上、経費の削減、収量のアップ等を図ることにより、経営の安定し、所得の向上につながると考えます。

このように、黒潮町では3つの項目を掲げ、取り組んでいきます。

しかし、国政では TPP の問題も来年に持ち越しになり、戸別所得補償制度も来年度から半額に削減され、5年後には廃止ということが発表されています。

米農家にとって大打撃になることが予想されておりますが、飼料用米、麦、大豆等への変更がよいかどうか、 今後、県やJAとともに検討していく必要があります。

これからも、黒潮町の農業施策としては、国、県の補助事業を取り入れながら、創意工夫をもって事業実施していきたいと思います。

以上です。

議長(山本久夫君)

明神君。

10番 (明神照男君)

今、課長からご答弁いただいたわけでございますが、別に自分、課長どうこういう思いはございません。けんど今、課長がお話されたことは、もう何年もというかね、何十年も前からよ、日本の農業どうせないかんか、 百姓さんの仕事どうせないかんかいうとこで言われてきたことやないか思うがです。これ、次の問題、関係してきますけんど、漁業も一緒です。一次産業ね。けんど、ひとっつもようならんずつに悪いなるばっかり。

先ほどのお話にもあったように、自分基本的にね、自分これも何回も聞いてもらうことですけんどね、百姓 さんがお米作ってよ、農業がやっていけれんがやきね、日本の今の仕組みは。漁師が魚取ってきてよ、なけり やいかん食糧を生産してね、その仕事が今日本の仕組みの中ではやっていけんとこによ、自分は問題があると 思うがです。まあ、農業の問題については自分は素人、分からんき、多くの執行部の皆さん、議員の皆さんが 専門的なことでね、の問題やきよ。

けんどね、今自分考えないかんことはよね、みんなが、それから自分ら田舎の人間が考えないかんこと。それとともに自分ね、日本人が考えないかんことはよ、繰り返すけんどよね、ほんとになけりゃいかん、人間がよ生きていく上においてね、なけりゃいかん食糧の生産。その食糧の生産をね、一生懸命やってよ、その仕事が今、日本では続けていけれん。一般論で言うとね。そりゃ北海道とかよ、このTPPやないけんど、北海道と

か東北のようによね、向こう見ても山が見えんようなとこでよ、百姓さん、お米作りよう人らはそれ別や。けんど残念なことに、そんなとこはわずかやきね。自分ね、そこによ、今自分らがよ考えないかん問題がね、自分あるように思うがです。

ほんで、これはもう今、先にも聞いてもろうたように、町長ご自身も百姓さん、食糧生産されておったとき もあったわけですから、町長にお聞きします。

町長、ほんとにね、今課長のご答弁にあったようなことで、黒潮町の農業がね、百姓さんが元気になれると 思うておりますか。

議長(山本久夫君)

町長。

町長 (大西勝也君)

TPP の関連のご質問でして、この TPP への対応というのはですね、ほんとに国を挙げて大変重要な課題であるとは思ってございます。ただ、長い目で見据えて長期的視野に立った政策と、それから生産者さんの中でもですね、やはり厳しい経営を強いられてる生産者さんなんかはですね、5年とか10年とかというタームではなくて、明日、あさって、あるいは来年、再来年にも商売を続けて、経営を確立していかないかんわけです。そういったところを政策的にどう担保していくかというのが、先ほど課長が答弁させていただきましたように、さまざまな施策を打っていってるということでございます。

特に、これずっとお話させていただいておりますけれども、この TPP にかんしてはですね、全体像がまずまとまらないと対策の打ちようがない。しかも、その対策を打っていいのかどうなのかということ、根本的な課題もございます。

それからもう1つはですね、地方行政が打てる政策の中で、どれだけの影響力が担保できるのか。これにも大きな課題があろうかと思います。そういったことをひっくるめてですね、この TPP の関連のものにつきましては、今後、まあ今ちょうど交渉されているところでして、年明け、早い段階にはですね、出てこようかと思います。それを見てからというのは少し先延ばしの答弁になりますけれども、そうせざるを得ない状況であるということでございます。

それからもう1つは、一次産業の経営がですね、悪くなる悪くなるというお話なんですけれども、決してすべてが悪くなっているわけではなくて、伸びているところもあるんです。

それからもう1つは、統計的に取って、全体的には悪くなっているかもしれないけれども、じゃあ、それはですね、本来何の施策も打たなかった場合の悪化のスピードと、どう変化があるのかと。いわゆる比較対象をどこに持っていくかで、悪くなるというのはどこかと比べて、つまり総体的な評価でしかないわけでしてね。それをどこと比べるのかということのしっかり評価基準を持っていないと、感覚論で走ってしまうとですね、少し危ないのかなとも思います。そういったところをしっかり分析させていただいても、黒潮町ぐらいのレベルの地方行政組織の中で打てる一次産業施策というのは高が知れてます。なので、その高が知れてる政策がいかに実効性が高くて効果が出るのか。こういったことは、いわゆる生産者の皆さんの努力と、それからうちの政策と、どれ一つが欠けても実効性が上がらないということになってございまして、多分に生産者の皆さんのご協力をいただかなければならない施策になってございます。

よって、できる限りのことはやっていきますけれども、じゃあ、それですべてがカバーできるのかということになるとですね、なかなかこの今回の質問いただいている TPP 関連にかんしてはですね、地方行政組織には限界もあるということは現実的なところであろうかと思います。

議長 (山本久夫君)

明神君。

10番 (明神照男君)

町長が今おっしゃったようにね、たかが、この黒潮町がどうしょうがこうしょうが高が知れちょう。そのとおり。しかしよ、町長。高が知れたこの黒潮町にもね、1万2,000人の人が生きていきようがやきね、これ。そこをどうするか。自分ね、このTPPもね、町長おっしゃるようによね、自分ええやら悪いやら分からん自分には、これは。ええとこもあると思う。けんど、これじゃ困るねいうとこも自分あると思う。ほんで、今おっしゃるように総合的に、けんど残念なことにね、自分は総合的に判断する能力ない。ほんで分からん。

ただ1つ言えることは、自給率がよ40パーセント言いよったが39パーセントへ下がりよらね。日本の農業がトータルで元気になりようがやったら、漁業が、畜産業が元気になりようがやったらね、こりや困った困った、自給率上げないかん上げないかん言いようときにね、なぜ下がるがやおと思う。けんど現実には39パーセントとかいう問題が出ておるわけよね。まあ、こんな話をあれしても解決、こうやね、ああやねいう答えがあるわけやない。が、自分らは自分らでどうするぜよと、どうせないかんねという問題やと思うが。

これも自分何回も聞いてもらうようによ、残念なけんどね、日本の国にしたらよ、それはもう明日やめるみたいな、今日やめるみたいなけんど、東京都は日本にとったら大事なとこやけんど、高知ら要らんとこやきね、いうたら。自分はそう思うちょう。要らんとこ。残念なことにはね、手が回らんなってきちょうと思うがやき。そういう中で、しかし、自分らの強みはよ、田舎の強みはね、自分、食糧生産する力を持っちょうことやと思う。これは、別に自分、加工がどうとか。まあ、うちも加工をやらせてもらいようきよ、どうとか。二次三次をどうのこうのいう思いはない。けんど、一次があってよ、一次の仕事があってこそ二次三次やきね。やと自分は思うちょうがよ。まあ、そういうことで。

この問題ここでね、こうなるああなるいう解決策が見つかるわけやないもんで、このカッコ1の農業の関係、 お米の関係は分かりました。

ほんで、続いてこれ2番目の、同じやっぱりTPP。

ほんでこれにも、ここへも書かせて自分もろうちょうようにね、まだ国もよ、百姓さんの票は欲しいきね、 農業は機嫌は取らないかんき、はめちょうね。これトップで。けど、漁業は入っちょらん。けんどね、自分ね、 ここ入っちょらんけんどよ、農業に、一次産業に、一次産業の農業をああいう形で取り上げちょるいうことは、 食糧のやっぱり生産いう問題があるきやと思うが。

ほんで、ここへも書かせてもろうちょうように、まあ、これ6月も9月もその妙案はないいうことやけんど よね。自分、妙案があると思うちょう。それで、9月に県とか漁協の取り組みを見てということやったが、そ の漁協、県の取り組みについてはどういうような動きがありましたか、お聞き致します。

議長(山本久夫君)

海洋森林課長。

海洋森林課長(浜田仁司君)

それでは、明神議員の地場産業の活性についてお答えします。2番目の分ですが。

毎回すいませんが、TPP の対策の妙案はございません。その時々でこれが良しと、これが良と考えたことを信じて、一つずつ前に進むしかないと考えています。

9月議会で答弁したように、今年の佐賀漁港へのカツオの水揚げが昨年に比べ8月末で50パーセント落ち込んでいます。この原因につきましては、土佐沖に漁場が形成されなかったことにより、カツオの来遊が減少し、水産資源の回復策として、日本近海へのカツオの来遊量や水揚げ量を増やすため過剰漁獲が懸念される中、中西部太平洋での巻き網の漁獲量や漁船の隻数の制限など資源管理の構築を実施するように、引き続き、県、国、

関係機関に要望していくと述べましたが、9月末に全国市町村水産業振興対策協議会より水産庁へ、10月下旬に幡東水産振興会より高知県に、これについて要望活動を行いました。

また、資源問題だけでなく、佐賀漁港への水揚げが少ない原因として考えられる活餌供給事業にかんすること。

2 番目として、市場機能の強化として、ハード、ソフト、サービス面のことなど、水揚げ対策として矢野議員にも説明したことと重複しますが、佐賀の浜の特性であるカツオー本釣りの漁業の振興のため、佐賀統括支所にカツオ水揚げ促進対策協議会の設置を考えております。漁業関係者、仲買人、町、県で構成し、水揚げ誘致に向けた課題を洗い出し、必要な取り組みを検討して、漁協経営の健全化、地域経済の活性化に取り組んでいこうと考えております。

以上です。

議長(山本久夫君)

明神君。

10番 (明神照男君)

今、課長からね、ご答弁いただいて。

ほんで自分思うにね、これ県でもこの TPP に関係した安倍政権の減反政策。ほんで、尾崎知事もこの県議会でね、農家のリタイアを懸念しておると。先ほど町長のお話じゃないですけんど、高知でもやっぱどんどん元気になりよう人もおる。けんど反面、どんどんどんどん撤退しよう人もおるように、漁業も一緒やないかと自分思うがよ。ほんで、そういう中で、同僚議員、矢野議員の質問のとき課長も答弁された、水揚げが4割減で、ほんで今何とか言いよったけんど、そのカツオ漁業の活性化かね、何とかかんとか、委員会をあれしたとか。

これもね、自分ね先ほどの、自分らも昭和の28年か4Hクラブいうて百姓さんらがやりだしてね、農業の人らが。自分らも漁業研究会作らないかんねいうがで作ってやった。何とかせないかん。もう何とかせないかんいうがは、戦後いっとき食糧が厳しいなって、食糧生産、食糧生産。ほんで、国も挙げてどんどんどんどんとんと、農業、漁業をね、まず食糧を確保せないかんいうことでやったころ。けんど、もう既にその時点からよ、土佐沖の資源、カツオの資源の問題ら出てきちょった。ほんで結果として自分ら、これは土佐沖ばっかにおってもいかんねいうことであれしたことで、ずうっと続きよう。それがあの当時はよ、まだ取る魚がおったきね。何とか上手に取る方法はないろうかいうことに頭使いよったらよかった。使うたらよかった。けんど現実に、今課長がおっしゃったようによね、漁業はよ、取る魚が来んなったがやきね。おらんなったがやきよ。

今年、まあ、よく自分ら釣りでよ、ほんでカツオが来んなった。ありゃ沖で網がどんどんどんどん取るきおらんなったがやねいうて言う。そのとおり、一つはね。ほんで結局ね、海旋(かいまき)もよ、もうこの太平 洋海域ではよ、日本に取らせてくれんなりようがやきね。

ほんで今度はね、インド洋へよ、760 トン。今の船の倍ばあの大きさの船を造ってよ、インド洋へ取りいくいうてよ。自分ね、そんなことしてもよ、もう外国の船はよ、倍の大きさの船でね。日本のがが760 トン。国際トン数の問題もあるけんどよ、もう2,000 トン、3,000 トンの船で外国のは取りよう。そんなね、取り合い競争したちよ、勝てる道理がない。そりゃ勝てる道理がないとともによ、これも皆知っちょうように、もう魚はムシブツいうことで取った者勝ちやきよね。取る魚そのものがおらんなってきようがやきね、これ。土佐沖だけやないがやきよ。もう世界の海でよ、取る魚がおらんなってきよう。

ほんで自分、この県と漁協の取り組みをお聞きしたことやったけんどよ。まあ課長の方からね、先に、うちでも委員会つくって。委員会言うたかね、何かつくって。自分ね、申し訳ないけんどね、これもね、もう何十年も前からこうせないかん、ああせないかんいうてやったことの延長やないかと思うがよ。

ほんで、これは課長には申し訳ないけんど、そういう取り組みで佐賀の漁業が元気になると考えますかね。 議長(山本久夫君)

海洋森林課長。

海洋森林課長(浜田仁司君)

元気になるかということですけど。

しかし、今できる対策としては、そういうことを、原因、課題を洗い出しですね、関係者、漁業者も入ってですね、佐賀の地域が活性するように、佐賀の漁港に水揚げが揚がるように、そういう話し合いはすべきやと考えております。

以上です。

議長 (山本久夫君)

明神君。

10番 (明神照男君)

ねえ、こんなこと聞くがは別に課長をいじめようわけやないき。けんど自分、昨日のお話でそういうあれも あったと、そういうおとついのあれで組織のね、あったいうことで。ほんで、自分思うたがです。思うたち。 確かに言われるようによ、一次産品は付加価値を付けないかんいうてね。ほんで、付加価値付けたがを自分 で売らないかんいう。そうやと自分も思うた。これは漁師も釣るばっかやいかんよ思うてね。けんど今ね、自 分ね、これも前も聞いてもろうたことやけんどよ、この付加価値いうがが自分ね、日本の農業と漁業のある部 分は駄目にしちょうと思うが。付加価値を付けるためにはコストを掛けないかん。ええもんも作らないかん。 ええもん作るにもコストが掛かる。まず。それから、今言う付加価値付ける。

けんど残念なことにはよ、なんぼ自分らがね付加価値付けて出してもよ。確かに先ほどの町長やないけんど ね、初めやる人はええ。ほかにないき。けんどよ、ええもんができたらね、第一、国。国は補助金までつけて ね、これやれ、あれやれいうて、どんどんどんどんみんなに勧める。ほいたら、みんながそれやる。ほいたら 供給過剰になってよ、また元のもくあみ。ほんで初めのがはよ、コスト掛けちょらんき採算が合いよった。け んど、付加価値付けるにコスト掛けて作って売り値は一緒やったらよ、当然赤字になる。その赤字が初めはち っとずつちっとずつ積み重なり。

まあ自分、先にもあれしたように百姓さんのことは分からんけんど、今、機械がなかったらお米も作れん。 みんなが機械化機械化いう問題が出てきちょるわね。まあ、これは百姓さんの問題。そういうことで、確かに 漁業もそういうあれがあった。

ほんで、今自分らにとって一番、自分らのカツオに関係した問題取ったらね、餌が一番。これ。自分は恐らく餌で自分らの商売も駄目になると思うちょう。けんどね、自分そういう問題。それは自分に言わせてもろうたら今までの考えの中でのことでよ、今一番の問題はね、自分、付加価値付けることでも、餌を確保することでもないときになってきたように自分は思う。

もう現実に、今年から自分ら油が10万近うなってきたきね、恐らく来年はこれ、1キロ10万になると思う。 ほいたら、オイルショック前の30倍から40倍になってきたがやきね、漁業が合う道理がないがやき、今のままやったら。

ほんで自分ね、先に。別に課長があれして。それから今、国、県から取り組みようことがええとか悪いとか言うがやない。ないけんどよ、根本の問題を置いてね、肝心要な問題はこっちゃへ置いて、まあ、これ自分に言わせてもろうたらぜ、せんでもかまんことをね格好つけてよ、これもやりよります、あれもやりよります。確かに佐賀の漁業の問題、カツオのね。平成10年ちょっと過ぎに黒潮牧場をやったね。あのころはまだ来てく

れるカツオがおったきね。ほんで、ああ良かったね、これ牧場つけて良かったねいう数字も上がってきよった。けんど、いつとはなしによ、来るカツオがおらんなってきようがやきね。けんど、そのおらんなって少のうなったがを人よりようけ取らないかんきよ。これ無駄とは言われんけど、取るためには設備投資、無駄な競争。結局、自分で自分の首締めようと自分思うちょう。思うちょうけんどよ、それせざったら今残れんきよ、ほんまに残念な。残念なけんどよね。ほんで取り合いやき、ますます資源は少のうなり。資源が少のうなるき、人ようりようけ取らないかんき、ますますお金掛けた設備投資をしてよ、取り合いせないかん。そんなことでね、自分、解決する道理ないと思うちょう。思うちょうけんど。思うちょうけんどね、繰り返すけんど、それをせざったらよ、明日ががないがやきね、今の日本の漁業には。

ほんでね、まあ格好つけたみたいになってくるけんどよね、もう自分、こんな無駄な競争やめろういうてね、 自分言うが。言うけんど、国もうんと言わん。そうやねと言わん。それから系統機関もそうやね言わん。言わ んき、どんどんどんどん駄目になってきよう。

先にの農業の問題もおんなしこと。一次産業。まあ自分らの場合は取った者勝ちやきね。人より取るには、人より経費掛けないかん。設備もせないかん。ここにね、課長。それは課長にお願いしてもよ、それはなかなかそうやねいう話にならんし、課長が仮にそうやと思うちょっても、なかなかできんことやとは思う。思うけんどね、自分ね、もう今の取った者勝ちの競争をしよったらね、絶対ね、言うてかまんと思う。良くならんと思う。漁業は元気にならんと思う。

そういうことで自分ね、ほんでもう漁業やない、農業やない、畜産業やない、食糧生産業として自分らまあ やらせてもらいようがやきよ、その義務言うたら大げさかも分からんけんどよ、何とか食糧を供給できる仕事 をね、続けていけれる仕組み。そこをね、今自分考えざったらよ、いかんときやと思うちょう。これは。

まあそういうことで、この1間目の地場産業の活性化についてね、農業と漁業、うちの町の中ではもう根本の問題をよ。せめて自分ね、うちの町だけでも町長ね、考えて取り組む。自分、取り組む道はあると思うちょうが、自分は。自分は思うちょうけんど、町として難しい問題やきに、そうやねいう話にはならんと思うけんど、何とかならんろうかと思うがです町長、これは。

議長 (山本久夫君)

町長。

町長 (大西勝也君)

これも同様な質問をですね、これまでもたびたびいただきまして、その都度答弁もさせたいただいたところでございます。

すべてのですね、生産現場を行政が管理してるわけではないので。しかも先ほども申し上げましたように、 行政が打っていくその施策の実効性といいますか、効果といいますか、あるいは影響力といいますか。それは ですね、生産現場で努力をされている生産者さんのその日々の努力に比べればですね、影響力は知れてるんで すよ。よってですね、行政がすべてをコントロールせえというんやったらですね、それは死に物狂いで考えな いかんと思います。ただし、そうでない現状もね、まずあるということもまず認識として持っとかんといかん と思います。

決してですね、例えば資源問題を軽んじるとか、あるいは食糧生産のそのスキームを軽んじるとか、そういうことではなくてですね。しかしながら、今現実的に、明日、あさって、あるいは来年、再来年のための施策も打っていかないかん。これもまた現実的な問題なんです。生産現場の方はそうやって、例えば向こう 10 年、20 年の長期的視野に立った経営計画もお持ちですけれども、当面、明日、あさってのご飯を食べていかないかん。そのためには何ができるのか。それを精いっぱい、今、黒潮町としてやらせていただいてると。その上で

さらに、10年、20年、あるいは100年の計画を立ててですね、しっかり食糧生産のスキームをどう確率していくんやということになればですね、また話は別ですけれども。

よく思うんですけども、防災からいろんなことを学ばさせていただきました。例えば、あの3.11 東日本大震災が起こった後にですね、うちの本格防災はスタートしたわけですけれども。例えば、ああいう大規模な津波が来る、破壊される。そうすると必ず復旧、復興しなければならない。よって、防災の主たる目的は復旧復興計画を組むことやという論調がですね、かなり全国的にまん延したんです。もしもそれが20年、30年、あるいは100年のことを考えたときに、プライオリティートップに座ってしまえばですね、その作業に膨大な労力を取られてですね、結果、振り返って3年たったら、避難道の1本も、避難場所の1カ所もできてないと。よって、そのバランスをいかように保っていくかということやと思うんです。そのバランスを保つ中でも黒潮町としては、明日、あさって、生産現場の方のご飯が食べられるように、今緊急的に打てる政策は何なのか。そういったことを今重点的にやらせていただいておると。

繰り返しになりますが、先ほど申し上げましたように資源論を軽んじたり、あるいは食糧生産を軽んじたり、 そういうことでは全くないんです。ご理解いただきますよう、よろしくお願い致します。

議長(山本久夫君)

明神君。

10番 (明神照男君)

町長おっしゃるとおりやと自分思う。ほんで、自分らにも責任ある。

ほんでね、町長はよ、今ありがたい言葉。生産者も明日もあさってもご飯食べないかん。100 年後も食べないかん。自分ね、生産者はよ。自分、生産者の立場やきね、自分が言うことはかまんと思うが。

残念なけんど、明日、あさってご飯食べるというような考え方をしちょったら後はないと思うちょう。終戦当時、食べることについてはね、自分ね、今ね、そこへ、あそこへ帰って取り組まざったらよ、明日もうまいもん食べたい、あさっても食べたい。残念なことには、現実にもうそんなことできんなってきようがやきね、このままやったら。明日、あさってうまいもん食べよったらもう、来年、再来年、50年、10年、20年先がないがやきよ。今、自分らが考えないかんことは、明日も我慢しょう、あさっても半分のご飯で我慢しちょこと。その代わり、10年後、20年後には食べれるねという取り組みがね、自分は必要なときやと、自分は思うております。

けんど、先に課長にも言わしてもろうたように、聞いてもろうたように、なかなかね課長。おまんが話しよう人らはよ、そうやねいう話にならんきね、これは。分かりました。

それで、次の2番に入ります。

自分ね、これも皆さんご存じように、ここへ書かせてもろうちょりますけんどね、三陸の海はね、核汚染。 自分、ハワイからね、環境団体が文句言うてくると思うちょった。ほいたらよ、環境団体どころやない、米国、 英国、ドイツにフランス、隣の韓国は文句ばやない、もうおまんのとこのものは買わんぜよいうばあになって きた。

ほんで、まあこれオリンピックに関係して、0.3 平方キロ範囲は管理して外洋の漏えいはないと総理は言うた。ここへ書かせてもろうちょうように、これ天皇陛下やないけんどよね、人間は、一回口から出したあれはよ、引っ込むことできんきよ。まあ自分、地元の漁師とか百姓さん、地元の人には良かったと思う。嫌でもせないかんなったきね、国が。けんど、格納容器からの汚染水の漏えいは、あそこから水が漏れだしたら、自分ら素人やき分からんけんど一番大きな問題やと思うによね、今までそこ監視しちょらざったいうてニュースでは言いよったね、新聞にもテレビでも。そんな体質のとこがね、自分はね、よう再稼働いうようなこと言わあ

と思うてよ。

これにも書かせてもろうちょうように、昭和29年3月1日から始まったあのビキニの水爆実験ね。自分らも 土佐沖でよ、雨にぬれたらいかん、潮かぶったらいかん。カツオ、マグロ、シイラは特に食べられんいうよう なこと言われた。そういう話があった。けんど、漁師が雨にぬれたらいかんいうようなことで商売なるかいう て。けんど、自分も不勉強で知らざった。

ここへ書かせてもろうちょうようにね、京都ね。京都の雨はね、これ2万カウントいうて自分あれしちょう。 これ訂正させてもらわないかん思いよったけど忘れちょりました。これ7万2,000のがです。ばあの雨が京都 にも降って、うちらにもよ、鹿児島からはじまってよね、1万、2万いう、そんな雨が降っちょう。降っちょう けんど、自分ら何ちゃ知らんきよ、何ちゃにならんと思うて。特にそれで病気にもならざったと思うてやって きた。

けんど、今この問題はよね、自分はこの三陸の海。三陸の海、自分、駄目になると自分は思うちょう。この 駄目になるいうががね、汚染の数値がどんどんどんどんとがってとかいう問題とは別によ、今、福島で問題に なっちょるその魚の風評被害ね。まあ国いうかね、もう数値はよ、人体には影響ない数値やきかまんかまん言 いよう。確かに数値は下がってきよると思うがです。思うがやけんど、それはまだ魚の汚染の問題は国内やけ んどよ、海の汚染いうことが、先にも聞いてもろうたようにね、海が汚染されよう。ほんで、それは今言う人 体にそれほどの影響のない数値やきかまんとは思うても、気持ちの上ではよ、なかなか分かったいうわけには いかん問題になってきてね。ほんで、三陸の海の汚染の問題が自分は出てくると思うちょうがよ。ほいたらこ れはね、まあ、これ自分らが心配することない問題やけんどよ、国際的な日本の問題に自分はならせんろかい うように思うがです。

そういう問題につながるがが、ここへも書かせてもろうちょう。これも2回、3回、町長にもお聞きすることやけんどね、伊方の再稼働の問題。たまたま自分、本屋で見てね、あれしたことやったけんどよ、原発ホワイトアウトとかよ。これは官僚現職が名前隠して書いた本。それから、原発の倫理学。これは古賀さんね、あの方が自分のあれで。もし、あの人らが言うようなことがほんまやったらよ、これは大変な問題になると自分思う。

そういうことで、自分らに一番身近い。これ、こんなこと身近にあってもらいとないことやけんど、伊方の 再稼働の問題。この問題はここへ来ていろいろな所からよ、この原発のエネルギーの問題が言われだして。そ れはなかなか難しい問題やとは思うがです。自分らもこの電気がなかったら、これは困る。これね。困るけん ど、自分電気がのうてもシャッター開けたら明るいきね。そういう問題が現実によ、今自分ら考えないかんと きになってきたと自分思うちょうがです。

そういうことで、これ、ほんまに町長には申し訳ない質問になってきますけんどよ。再度、伊方の原発の再 稼働についてお聞き致します。

議長(山本久夫君)

住民課長。

住民課長(松田春喜君)

失礼をします。

明神議員の環境問題と原子力発電について、通告書に基づきましてお答えを致します。

原子力規制委員会は、原発再稼働の前提となる新規制基準への適合審査というものの会合を連日開いている というふうに聞いております。ここで伊方原発の3号機についても、現地検査を含めて審査を行っているとい うふうに聞いております。実際は審査が年を越すというふうな報道をされているところです。 伊方発電所ではどのような対策をしているかということですけども。伊方発電所は、海抜 10 メートルの敷地 に設置されており、津波想定高は 4.3 メートルというふうになっております。

地震津波対策としましては、非常時の電源確保対策、除熱機能の確保対策、津波の侵入を防ぐ対策、非常用 訓練の強化実施を行っているというふうに聞いております。

また、高知県地域防災計画の火災および災害対策編に、伊方発電所の事故を想定した、原子力事故災害に対応する部分が新設となっております。その方針に沿った予防対策、また応急対策および復旧対策を行うことになろうかというふうに思っております。町としましてもこの内容に沿って、今後できる地域防災計画を計画していくことになろうかと思います。

以上です。

議長(山本久夫君)

明神君。

10番 (明神照男君)

町長もね、毎回毎回おんなし質問やき、ばからしなってかも分からんけんど、自分らにとったらよ、もし、これ、もしじゃいかんことよね。けんど、もしよ、伊方の原発にトラブルが起きたら。いや、トラブル起きたらやないがやきね、これ。もう福島の問題がああいう形で出たときから、もう全国の原発のトラブルは一覧表がずうっと出ちょうがやきね、ただ自分らが知らざっただけのことで。それが年とともに老朽化進み、ますますよ、その危険度は上がってきようがよね、もうこれ物理的に。

そういう中で、先にも聞いてもろうたけんどね、その古賀さんの本の中にね。これ、古賀さんが書いちょうことぜ。電力会社はよ、事故を起こしたらつぶれん。つぶれんき、事故が起きるような取り組みいうたら言葉は悪いけんどよ。ようなことを古賀さん書いちょうね、これは。というがは東京電力よね。本来やったら、もうとうからつぶれちょかないかん、いうて古賀さんが書いちょうがで、これ自分が言いようがやなしに。

ほんで、一つの例として、これは新聞へも出たことやけんど。それから今日の新聞へちょうど出ちょらせざっつろうか、前からその汚染の、汚染水国費膨脹の恐れいうてこれへ見出しで出ちょったけんど、今まで5兆円やったがを9兆か10兆に国は増やす。これは、国が増やすことはかまんけんど、税金やきね。ほいたら、本来、民間の事業者は自分の責任の範囲においてやらないかんことを電力会社はよ、国へ持っていって今やりようがやきね。確かにエネルギー、国際競争。やっぱ原子力の電気が要るいうことをそういう考え方で見たら、それも分からんことはない。ないけんど。ほんで、国がそういうお金使うことも、そりゃ自分は自分らの自然を守る、海を守る、食糧を確保するいう面においては動物性タンパク源をね、国にもどんどんどんば掛けてもろうてよ、汚染を止めてもらわないかんいう問題はあるけんど。あるけんど、これにも限界があって。

ほんで、自分おらんときにビデオ撮っちょったがをたまたま今朝も早う目が覚めて見たら、フランスのそういう関係者がもうどうにも。これ日本の福島だけやない。この原発そのものを、核の汚染いうものはもうこれどうにもならんがやないろうかと。福島のがが40年か50年言いよった。ほいたらアメリカの関係者は、いや福島のが何十年かかるか分からん言いよった。ほいたら、今度はフランスのそういう関係者がよ、これ福島の問題とか何とかいうこととは別に、この問題についてはよ、この核の汚染の処理についてはいうようなことを言い出したがで。

ほんで、まあ自分、かこつけてやないけんど身近に伊方のあれがあるき、ほんで町長に再度聞きたいと思うておったがですけんど。まあ、課長から答弁いただいたもんで、分かりました。

けんど、そんなことで自分ね、解決する問題やないと思うちょう。思うちょうけんど分かりました。 その3番目の災害対策について。 これも、まあ自分らも、台風。90 メーターいうような風は想像もつかん風でね。けんど現実にそういうことが起き、それから日本でも10月に入って伊豆大島がああいう問題が起きた。今自分らは地震、津波の問題で、町としても、町長にしても、課長にしてもいろいろもう取り組まれちょうきにね、ことやけんど。けんど、たまたまね自分、今朝来しなね、灘の沖の波を見た。夕べ帰るときはね、あんなにふとい波なかった。ほんで、あら、夕べあれから日和は上がったはずで、じっと。そんなに風もえらい風吹いたようにもないけんど、こりゃほんまにね、恐ろしいような波が来よった。ほんで、あの灘の前をよ、灘へかかる前から早よすぐ通っちょかないかん思うて走ってきたことやったけんど。

そういうことで、この自然の災害についていつ起こるかも分からん。そういうことについて町として、その 地震、津波の問題は問題としてよ、どういうような取り組みをお考えかお聞き致します。

議長 (山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長(松本敏郎君)

では、明神議員の一般質問の3番目、災害対策について、まずは通告書に基づきお答えしたいと思います。 明神議員おっしゃられましたとおり、本年10月に発生した台風26号は、東京の伊豆大島、大島町において は記録的な大雨となり、土砂崩れなどで多数の家屋が倒壊し、大島町を中心に死者が出るなど、関東各地で被 害が広がりました。

また、11 月に発生した台風 30 号では、フィリピンで多数の死者、行方不明者、負傷者が出ております。翻って本町では幸いここ数年間、大きな台風の上陸はなく、被害は比較的少なく済んでいます。

そこでご質問の、台風等による町の防災の取り組みについてでございますけれど。まず、職員の配備体制についてご説明をさせていただきます。

本町に大雨警報または洪水警報が発表されたとき、または町水防計画における第1水防配備体制を取ったときは、情報防災課および地域住民課の職員、ならびに災害に関係の深い部署の職員、総勢19人でまず準備体制を取り、情報連絡活動および警戒に当たります。

次に、台風が接近するなど厳重な警戒が必要なとき、または水防計画における第2水防配備を取ったときは、 準備体制の職員に関係職員を加えて、総勢54人で警戒配備体制を取り、情報の収集、それから講ずべき防災の 手段等警戒体制を取るとともに、軽微な規模の災害に対処して、災害の拡大を防止するための体制配備を取り ます。

そして、台風や集中豪雨により被害の発生がほぼ確実であるとき、または水防計画における第3水防配備体制を取ったときは、警戒配備体制にさらに広い範囲の職員を加えて、総勢121名で非常配備体制を取り、災害情報の収集に努め、必要な応急対策を実施する体制配備とし、事態の推移に伴って、必要な関係機関の応援を要請します。

最後に、大規模災害が発生したと判断したときは、全職員により非常配備体制、いわゆる厳重体制を取り、 災害情報の収集に努め、必要な応急対策を実施する体制配備とし、事態の推移に伴い必要な関係機関の応援を 要請するとともに、必要に応じて、現地での対策支部設置を含めた対応を検討する体制配備を取ります。

このように、災害の発生が予測される段階に応じた職員配備を取り、住民の皆さまの安全を確保することとしております。

消防団に対しましては、河川の巡回や災害対応等の要請を行い、各地域で住民の安全確保に努めていただいております。

また、住民の皆さまに対しては、災害の発生が予測される場合、また災害が発生した場合において、町民等

の生命または身体を災害から保護し、その他、災害の拡大を防止するために必要があると認められるときは、 対策本部長であります町長が必要と認める居住者、滞在者、その他の者に対して、避難準備情報、それから避 難勧告、避難指示という順番で発令を致します。町ではこのような体制を取り、風水害に対して万全を期して おります。

しかしながら、何より大事なのは、住民皆さまが危険を感じたら、自らが避難行動を起こすことであります。 町と致しましては、自分の命は自分で守るための避難行動を取っていただくための啓発活動について引き続き 行っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長(山本久夫君)

明神君。

10番 (明神照男君)

今、課長からご答弁いただいた、そのとおりやと自分思うがです。そのとおりというか、その中でやっぱあ 自分、地震、津波については、まあ自分も含めて町民の皆さんね、いろいろ関心を持たれておいでると思うが ですが。

まあ、うちらで言うたら、その台風時の雨というかね、その集中豪雨。よくテレビなんかでも、50 年も 60 年も生きてきたけんど、こんな雨に遭うたがは初めてやとか、こんなに水が出たがは初めてやというようなことが言われる。ほんとにもう、この気象が異常な。ほんで、最近あの異常気象いう言葉、あまり使わんなってきた。もう異常が通常化されたような形になってきて。思いよったら、もう1つ上の。はやりの言葉で言うたら、超が付くばあの異常な気象条件が発生するようになってきた。そうなったときに、先ほど課長のおっしゃった、個人個人が自分で自分を守るという、そういう意識いうかね、これは。そういうことがね、自分は大事なときになってきたと思います。これは自分言うまでもないことですけんど、そういうことで。

課長お話のようにね、お話にもあったように、もう最終的にはこれ自分が自分の身を守らないかんというお話。そのとおりやと。ほんで、それを自分はね行政の中でよ、地震、津波と同じぐらいに。いや、地震、津波は明日来るかも分からん。けんど 20 年後かも分からん。恐らく、もう生きちょう間に1回遭うたらええか遭わんかばあの問題やと思うがです。けんど、異常なその気象の集中豪雨とかいう災害はよね、場合によったら1年2年のうちに。毎年毎年いうか、起きるような問題に、自分は災害になってきようように思うもんでね。そういう面で、まあこれ、もう分かり切っちょうことで自分が言うまでもないことですけんど。やっぱあ町の行政の一つの仕事として取り組んでいただきたいと思います。分かりました。

続きまして、4番の教育委員の任命制についてでございます。

これも、今いろいろ話題いうたらあれになりますけんど、出てきちょるもんで自分言うまでもないですけんど。ここへも書かせていただいちょるように、戦争が終わってあの当時の、戦中戦後、戦争の悲惨な記憶がね、だんだんだんだんもう薄れてきて、ほんでよう新聞でも読者のひろばかね、大体もう戦争がいかんとかよ、経験しちょる自分らで、もう自分が80に近いきね。そしたら80以上の人は戦争はいかんいうようなこと書かれちょう。けんど、若い人はその悲惨さを知らんもんで、体験しちょらんもんで、ほんでそういうことについての関心が低いいうか、そういう中で。まあ、60年、70年もたってきたら、昔が懐かしいなるがは自分、人情やと思う。ほんで、戦争についてもその悲惨さの部分はどんどんどんどんずうなってきちょるやおと自分思います。

そういうときにというかね、尖閣、竹島問題。昨年の尖閣の問題らから始まってよね、まあこれは片方がどんどんどんをん軍備を大きすりゃあ、こっちも負けたらいかんというようになるのは、人情として自分ね、や

むを得んと思う。ほんで、それに便乗いうたらおかしいですけんど、時代的な背景もあって、憲法改正から軍 備の問題が出てきた。それで、問題のその教育の問題が出て。

ここへも自分書かせてもろうちょるがやけんど、憲法改正にしても、軍備の問題にしてもよね、国の偉い人 らが言う。あの人らはあの人らの立場で言いだしたことでね、ほんでこれ乃木さん、乃木大将やったら子ども さん2人も旅順で亡くし、言うろうかと思うて。ような考えの下で。

ほんで、教育は国の根幹で重要問題だが、今問題になってきちょうあの教育委員の問題。これについて町長と教育長に、どのようなお考えを、今のその教育委員任命の改定の制度改正についてどういうお考えを持っておいでるかお聞き致します。

議長(山本久夫君)

教育長。

教育長(坂本 勝君)

それでは明神議員の、教育委員の任命制についてのご質問にお答えを致します。

ご質問の内容は、国の中央教育審議会教育制度分科会で議論をされておりました、教育委員会制度改革についてということでございますけれども、この件につきましては6月議会でも一度答弁をさせていただいたところでございます。

教育委員会制度改革につきましては、深刻化するいじめ問題などへの迅速な対応を求める世論に応える形で、 今年の4月に首相の諮問機関である教育再生実行会議が、非常勤の教育委員による現在の合議制となっている 教育委員会制度に代わり、常勤の教育長を教育行政の責任者とするという改革方針を提言をしたところでございます。その後、中央教育審議会に議論が引き継がれておりましたけれども、12月の10日に答申案がまとめられ、13日には下村文部科学大臣に答申をされました。

答申の内容につきましては、教育行政の最終的な権限を現在の教育委員会から首長に移し、自治体の教育政策の理念や、あるいは目標などの方針につきましては首長が決定をして、教育委員会はこの方針を審議する諮問機関的な組織とするというものでございます。しかし、この案につきましては、結果的に首長への権限を強めるということになり、そういった反対の声も強く、教育長を責任者とするという教育再生実行会議の提言と方向が違うと、そういった指摘もありました。このため、教育委員会に教育方針決定などの最終の権限を残して、日常の業務の責任者を教育長とするということを明示をした、現行の制度に近い別の案も併記をして答申をされております。

教育長の考えをということでございますけれども、現行制度を根本的に変えるということについては反対でございます。今回の改正のきっかけとなったのはですね、2011年の大津市のいじめ自殺事件であり、また教育委員会の対応が問題となったことによるものであろうというふうに思います。また、これまでも教育委員会の代表者である教育委員長と、事務執行者の責任者である教育長の存在が、責任の不明確さを生んでいるとの指摘などもございました。しかし、こういった問題への対応と首長への権限の一元化は、本来は別の問題であろうというふうに考えております。指摘をされてるような問題については、現行制度を維持した中で、必要であれば見直しを図り、そして改善をしていくべきであろうというふうに考えております。

戦後長く続いてきた現行の教育委員会制度につきましては、何度かの見直しが行われつつも、教育の政治的中立性の確保、教育の継続と安定性、そして地域住民の意向の反映、この3点を大きな柱として、教育行政が首長から一定の独立性を持ちながら、中立的な意思決定機関として、その役割を果たしてきたところでございます。

答申には2つの案が示されておりますけれども、そういった意味から教育委員会に執行機関としての最終権

限を残し、教育長を教育行政の責任者とする現行制度に近い形の案とすべきではないかというふうに考えているところでございます。

いずれにしましても、これからは来年の通常国会への改正法案の提出ということになろうかと思いますけれ ども、こういったさまざまな意見にも配慮した法案の作成をお願いしたいと思ってるところでございます。 以上です。

議長 (山本久夫君)

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、明神議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、教育委員の制度の改正についてのご質問でございます。

制度の改正の概要につきましては教育長の方からございましたので、ここでの説明は割愛させていただきます。

それから結論を先に申し上げますと、両論併記ということになってございます。相当、異論同士がぶつかってですね、両論併記ということになったと思うんですけれども、冒頭に示されている抜本的な制度の改革案、これについては明確に反対でございます。

それから、必ずしも一致するわけではございませんけれども、両論の中でどちらに自分の考えが近いかということになりますと、別案ということになります。まず、これをご理解いただければと思います。

この中教審で論点となった、大きく申しまして3点。この3点について自分なりの考えを申し上げます。 まず、教育長および教育委員会の権限と責任の明確化でございます。

これは細かい制度がどうのこうのというよりも、まず住民の皆さんに非常に分かりにくい制度になってございます。それからもう1つは、教育委員長と教育長の権限と責任の明確化。これがしっかりとされているとは言い難く、それによってさまざまな問題への対応のスピード感が失われてるというようなご指摘もあったとおりでございまして、自分もそのとおりだと思ってございます。こちらにつきましては、運用で解決できるのか、あるいは制度の改革をしなければならないとかというのは、なかなかもう少し時間をいただかなくては判断できないところでございますけれども、何らかの改革は必要であると、そのように考えてございます。

次に、政治的中立性ならびに継続性、安定性の確保についてでございます。

この政治的中立性というのは、国家の根幹である教育をいかように施していくのか。こういったことを考えた場合に、最も大きなファクターではないのかなと自分なりには思ってございます。この政治的中立性をいかに担保していくのか。これは3点目の首長の権限、これとも密接に関連してまいりますけれども。そもそも首長、それから教育長、教育委員、教育委員長さん、こういったさまざまな構成委員、あるいは人格を並べたときに、最も政治的色合いを帯びやすい立場の人間。これは首長であることは間違いのないことであろうかと思います。そういった人間に権限を集中するということは、この国家の根幹である教育をいかように施していくのか。その中で制度的に担保をしなければならない、この政治的な中立性。これが失われる、あるいは許容できる範囲であるかも分かりませんけれども、現行法よりは間違いなく低下するということになろうかと思ってございまして、こういった観点から首長への権限の集中につきましては反対という立場でございます。

それから、継続性、安定性の確保でございますけれども。これも、これまでの制度でしっかりと担保されてきた分野ではないかと思います。例えば、ご承知のとおりですね、教育委員さんの改選期が意図的にずらされていたりですね、そういったさまざまな知恵があってですね、こういった継続性、安定性の確保が図られていると、そうように思ってございます。よって、この継続性、あるいは安定性の確保につきましては、抜本的な

制度改正とまではいく必要はないと、現行制度でもしっかりと担保できていると思ってございます。 それから3点目、最後になりますけれども、首長の責任の明確化でございます。

こちらにつきましては2点目でも申し上げましたけれども、この首長への権限集中。この首長の責任の明確化というのは、この首長の責任がいかようにあるのか。これは与えられた権限と責任というのが並んで一つでございますので、どのような権限が首長に付されるのかということにもよって変わってまいりますけれども、この首長の責任の明確化については、当然のことながら明確化する必要があろうかと思います。ただ、こちらもですね、一般住民の方には首長と教育長、あるいは首長と教育委員長、あるいは首長と教育委員会の関係性が非常に分かりにくいものにもなっていようかと思います。よって、この首長の責任の明確化というのは何らかの形でしっかりと担保していかなければならないと。それを現行制度では、この首長の責任の明確化というのはなかなか担保してるとは言い難い、そういった制度になっていようかと思いますので、こちらは制度改正、

それから総論的に申し上げますと、いかように良質な教育の質と量を担保して、あまねく広く国民に施していくのかというのが最大の目標でございまして、今回の中教審の答申というのは、あくまでもそれを制度的にどう担保していくのかという手法のお話でございます。

よってですね、あまりこうがちがちにならずに、もう少し明確にしなければならないところは明確にパシッとしなけれがなりませんけれども、そうでないあいまいな部分もですね、少し残しておく必要があろうかと思います。特に、先ほど申し上げました、今回の中教審のテーマの中で自分が一番危惧(きぐ)するといいますか、首長への権限の集中。それから、それによる政治的中立性の担保。こういったものを考えたときにはですね、もう少し。答申としては扱っていただいて十分だと思います。20 数回にわたって協議をされてる内容でございますので。ただし、もう少しですね、自分たちのような地方行政組織の意見も聞いていただいたり、あるいは一般住民の皆さんのご意見ももう少し幅広くお伺いしていただくためにですね、もう少し時間的余裕といいますか、そういったものを持つ必要があろうかと思います。

いろいろ申し上げましたけれども、以上、総論的な理由からですね、現行制度、両論併記となってございますけれども、抜本的な制度改革案には明確に反対でございまして、どちらかといいますと別案の方に近いと。 ただし、全く同様の考えではないということでございます。

議長(山本久夫君)

明神君。

10番 (明神照男君)

今、教育長、それから町長のお考えをね賜って、分かりました。

あるいは運用の面で何らかの改正、改革が必要だと思ってございます。

ほんで自分、明治維新というかね、江戸の末期。こんなこと言うとあれですけんど、中学校のときに歴史、 社会やった、自分らのときはね。太平の眠りを覚ます上喜撰(蒸気船)、たったで四杯で夜も眠られずいうこと を教えられたことがある。

自分、初めの質問させていただいた、あの初めのTPPからはじまって、今の教育委員制度、教育制度の問題。 ほんまに、まあ自分らは、自分自身は戦後の体験しかないもんで分からんがですけれど、ほんまにあの太平の 眠りというか、の中で生きてきたと思う。これはある面ではありがたいことやったと思う。しかし、その教育 の問題が現実に出てきたいうことは、先ほどの自分らのその食糧の問題とか、それから組織の問題とかを考え たときに、いい悪いの、これがええとか悪いとかいうこととは別に、今、日本人いうたら大げさなりますけん ど、みんなが考えないかんときになってきたと、きちょうがやというように自分は思うわけです。確かに自分 らも、戦後、民主主義になって良かった良かったと。終戦当時は子どもやったき、そんなこともそれほど考え る頭はなかったがですけんど、結果として戦前のいろいろな話らを聞く中で、良かった時代やったと自分は思うがです。

が、現実の問題として、それじゃいかん部分が多うなってきたから、結局この教育委員の問題も安倍さんも前のときから言いよった問題。そしたら、これ高知新聞に出ちょったことですけんどね、安保のときの問題からはじまって、そのおじいさんが日本を守る法律やになぜ反対して銭あるがやおかとかいうような話があったいうようなことですけんど、そういう時代。時代の中の問題で、自分この教育委員の問題らも出てきて。確かに、町長、教育長がおっしゃるような。

(議長から「明神議員、もう終わりますよ」との発言あり)

はい。それぞれのあれが。終わります。

ありますけんど、ほんとに大事な問題やと、すべてにつながる問題やと思います。

これで自分の質問を終わります。

議長(山本久夫君)

これで明神照男君の一般質問を終わります。

この際、10時50分まで休憩します。

休 憩 10時 33分

再 開 10時 50分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮地葉子さん。

6番(宮地葉子さん)

それでは通告書に基づきまして、今回は3点の質問を致します。

最初に、肺炎球菌の予防接種の補助をお願いしたいという質問です。

昨日、森議員が質問しておりまして、ある程度答弁が出たんですけども、ひとつ町長お願いですけど、昨日 はですね森議員に、次の方の質問がありますからというね、答弁を控えられたようでしたけど、もう一人、私 の後に控えておりますけど、今日は全部きちっと答弁を出していただきたいと思っております。よろしくお願 いします。

それではですね、森議員の質問がありましたので、少々答弁の方も再答弁ということで重複する場合があるかと思いますけども、またよろしくお願いします。

肺炎は日本人の死亡原因では第3位と高く、特にお年寄りの死亡原因としては高くなっております。

西田敏行さんが今出ておりまして、私、新聞持ってきたんですけどね。こういう大きな一面を使ってですね、 西田敏行さんがやっております。テレビでも新聞でも出しておりますけども、予防を呼び掛けているんですけ ども、そこにはですね、肺炎で亡くなる方の95パーセント以上は、もう65歳以上の高齢者だとあります。

細菌やウイルスは風邪やインフルエンザでおなじみですけども、日常のどこにでも、体の中にでも存在しております。私たちは細菌やウイルスといつも同居してるわけで、病気をもたらす悪いものと、逆に体にいいものもあって、切っても切れない間柄で、太古の昔から生物と細菌やウイルスは共存してきた関係だそうです。常に存在している細菌やウイルスが侵入し病気になるときは、体力がなくなったとき、体の免疫力が弱くなったときです。私たちが生きていくのに、それらをすべて遮断して暮らす。そういうことはできませんので、予防をすることが最善の方策です。

日常的な暮らしの中で常に健康に気を付けることは第一ですが、それでも 100 パーセントの予防にはなりま

せん。特に、高齢化しますと体力は落ちるし、それが自然ですけども、また体の免疫力の低下も自然の成り行きです。ですから、肺炎についても医療機関では予防接種を勧めておりますが、住民の間でも予防接種の認知度はたいぶ上がってきております。最近、私の周りの先輩たちからですね、肺炎の予防接種を受けたよという話を耳にすることが増えてきましたので、そろそろ私も受けなきゃいけないなと考えていたんですが。以前はですね、一生で一度しか受けられないと言ってたので、まあ70過ぎてからでもいいかなと思ってましたけど、今は一生で2回受けていいそうです。一度受ければ5年間効用があって、二度接種しますと10年間の効き目があるわけです。予防接種を受けたからといって、絶対その肺炎にかからないというわけではありませんが、かかっても軽い症状で終わるとのことで、これはすべての予防接種の基本だとお聞きしました。昨日の答弁では8割の効果があるというような課長の答弁があったかと思います。

予防接種の金額は昨日の質問でも出されておりましたが、7,000 円から 8,000 円するということです。大変高い予防接種ですよね。これでは年金暮らしの高齢者には相当な負担となって、予防接種の方へ回すお金がちょっと苦しくなります。

お年寄りはですね、うちのお母さんもそうですけども、ほとんどですね、薬を飲んでないという方はもうおらんのじゃないのかなと言っていいぐらい、もう75歳以上過ぎますと、血圧が高いとか、ひざが痛いとか、目が悪いとかですね、だんだん悪くなってきます。そういう人がですね、新たに7、8,000円のお金を持ち出すというのは大変苦しいんじゃないかなと思います。幡多地域では補助をしていない、または検討していない自治体は黒潮町だけになりました。

最初に、森議員への答弁と重なりますが、町はこの予防接種への補助をどのようにするのか、再度になりますが、その方向をお聞かせください。

議長 (山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

宮地議員の一般質問の1番目のご質問、肺炎球菌の予防接種に補助をについてお答えします。

先の森議員の一般質問に対する答弁と重複する部分があることと思いますので、あらかじめご容赦いただき たいと思います。

議員がご指摘されますように、肺炎は一昨年より死亡原因第3位となっており、年間12万人の方がお亡くなりになり、議員がおっしゃいましたように、その95パーセント以上を65歳以上の高齢者が占めていると聞いているところです。

死亡原因の高位である肺炎にかんするワクチンである肺炎球菌ワクチンは、昨日も答弁させていただきましたとおり、肺炎球菌ワクチンによる肺炎の約8割に効果があるといわれております。しかしながら、肺炎球菌ワクチンの予防接種にかんする費用は7,000円から8,000円と聞いておりますが、決して高いものではない(後段で宮地議員から「安いものではない」の誤りでは、との発言あり、課長発言誤りを認める。)と聞いております。

議員も懸念されますように、年金等で生活されている高齢者の方などにとりましては負担感も大変大きいものであると考えております。このため、高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの予防接種に対する補助は、対象となる高齢者の経済的負担の軽減、ならびに肺炎の発症、および重篤化を予防することができると考えます。これにより、目標として取り組んでおります、住み慣れた地域でいつまでも元気で過ごすことができる健康寿命を伸ばすことができるのではないかというふうに考えております。また、ひいては医療費の削減にも寄与できるものではないかと考えます。

森議員の一般質問でも答弁させていただいたとおりとなりますが、肺炎球菌ワクチンの予防接種は肺炎の罹患(りかん)や重篤化に対する予防効果もあるといわれていること。および、高齢者の健康保持ならびに増進の見地からも補助事業化できるように取り組んでいく必要があると認識しております。

従いまして、森議員への答弁でもお答えしましたとおり、高知県からの補助を活用しながら、補助金の中で 事業化に向けて検討をしていきたいと考えます。

以上です。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

今、課長ですね、予防接種は7、8,000円で、決して高いものではないと言われましたけど、安いものではないという間違いですね。多分そうじゃないかなと思いましたけど。

それで、今お聞きしてますと、黒潮町で補助はしてくれるということです。でも、県の補助は3,000円ですけども、今のお話ですと県の補助3,000円のみなのかなというふうに思いました。幡多地域のですね、各市町村はどうなってるかという状況を議会事務局にお願いしておりましたら、関係部署から資料が届きました。

この資料を見ますとですね、黒潮町はもう取り組みが一歩遅れたということは否めません。町民の方は、周辺市町村の方や医療機関などから情報が入ってきますから、どうして黒潮町だけ補助をしないのという声がもう町民から出ておりまして、それが私にも届いたわけです。そして、今回の質問に取り上げました。

その各市町村、幡多地域とそれから四万十町も調べていただいたんですが、その実施状況を見てみますとですね、県の補助をね3,000円のみというのは大月町だけですね。(後段で健康福祉課長から「四万十町も3,000円の補助」との発言あり)四万十市と宿毛市が4,000円、土佐清水市は6,500円、三原も6,500円ですが。まあ、いろいろと何歳からとか条件は違いますけども、それぞれ県の補助にプラスをして、まあ独自の持ち出しをして、町民負担を軽減しております。

これ、7、8,000 円掛かるということでしたが、全額8,000 円を補助した場合、町の持ち出しが5,000 円になりますけども、全額を補助したとして、どの程度の予算が必要なのか。それからまた半額ですね。4,000 円を補助した場合は町の持ち出し1,000 円になりますけども、大体どの程度の予算が必要なのか。

それをちょっとお願いします。

議長(山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

まず、議員には訂正をしていただきましてありがとうございます。

私の方からも、ちょっと訂正をお願いしたいところがありますが、幡多郡内と四万十町を調べました。四万十町につきましても3,000円で補助をしているということで訂正をお願いします。

予算的にどれぐらいになるかというご質問ですが、まず、前提となる定義についてまず説明させてください。 国の予防接種法の定期接種化について、今現在検討されております。この定期接種化されると県の補助も打ち切られることも考えられます。前提となるのが、県の補助金が活用できる段階でというお話を前提とさせてください

それと、人数のまず考え方ですが、森議員の一般質問でも65歳以上が4,672名で、70歳以上が11月末現在で3,554名おられるという答弁をさせていただきましたが、まず、一単年間で対象となる人数について、予定として、その高齢者の5分の1、約20パーセントを単年度、1年間で対象とするという試算を基に計算をして

おります。

まず、その人数が710名程度になろうと思います。

全額補助をするとすると、県の補助も入れまして、全額で568万ぐらいになるというふうに計算できます。 その内訳として、県の補助3,000円分が213万で、町単で持ち出すもの5,000円分。一人頭5,000円になりますが、5,000円分につきまして計算すると355万円になるように計算できます。

仮に、県の補助に1,000円を足して補助をすると、総額で284万円。県の補助が同じく213万円で、一人頭1,000円の補助ですので、71万円の継ぎ足しという計算になります。

以上です。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

ちょっと分からなかったんですけども、71万円の継ぎ足しというのは、もうちょっと詳しく言うてくれません。

全額を補助した場合ですね、町の持ち出しは355万円だと。そして、半分の場合は4,000円ですけども、町から出すのは1,000円ということになりますよね。それが71万円ということですか。

議長(山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

はい。説明をし直します。

70 歳以上で 4,000 円の補助をする場合で、その年代の 20 パーセント、5 分の 1 の方に対して補助をする場合 ということです。すいません。で、対象者が 710 名となります。県の補助が 710 名掛けるの 3,000 円。それと 町の持ち出し分、1,000 円分に対しまして、710 名掛ける 1,000 円ですので 71 万円。合計が 284 万円になろう という計算をしております。

以上です。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

はい。分かりました。町はじゃあ71万円の持ち出しということですね。

もらった資料を見ますと、四万十市や宿毛市でも 4,000 円を補助しておりますよね。今の答弁では 70 歳以上 と。65 歳じゃなくて 70 歳以上ということで考えてよろしいんですね。

議長(山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

はい。 県の補助が70歳から74歳ということになってますので、70歳からを考えております。

それと、もう1点。宿毛市につきましては本年度はやってませんで、26年度から実施予定であるという説明を受けております。

以上です。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

はい。そうですね。資料には 26 年度 4 月 1 日からと宿毛市は書いておりますが、宿毛市の場合は、ただ 26 年度 4 月の 1 日から 26 年度の 12 月 31 日までというふうになっております。

よそはですね、四万十市、土佐清水、その他ですけど。その他はもう、いついつまでというのはなくて、何 日からということなんですよね。

ほんで黒潮町の場合、先ほどちらっと言っておりましたが、補助するとした場合ですね、これはどうなるんですかね。1年間だけのことなんでしょうか。それとも続けてずっとやっていただけるんですか。

議長(山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

基本的な考え方を申し上げます。

まず、宿毛市がですね1年と限定している理由は、県の補助が1年間1年間で継続されるかどうか分からないというところで、このようになっているというふうに思っております。

黒潮町の場合、対象となる方全員に補助をしようとするとすると、先ほど申し上げましたとおり、5分の1、20パーセントの方を対象にして予算化を考えていきたいというお話をしましたが。そうすると、全員の方に当たるに5年間かかります。で、5年間かかると、また再度接種することができるということで、かなり長期的になるように考えられます。

いつまで継続させるかというところは、まだ検討も、まだされてないような状況でお答えすることはできませんが、かなり長期的なものにしなければならないんじゃないかというふうな考え方です。

以上です。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

予防接種ですから、本当にこれは。しかも、5年に1回にやるものですので長期的にやっていかないと、短期的に来年だけやりますと、それで終わりますというんでは、ほんとに予防接種の意味がなくなると思います。 ぜひ、その方向で続けていただきたいと思うんですけども。

これですね、医療費削減のためにも予防接種というのは効果があると、課長も先ほど言われました。病気が 悪化して病院に行きますと、高齢者の場合はもう肺炎だったら、大体入院になるケースがほとんどだと思いま す。もうそうしますと、余分な医療費がさらにかさみます。

実は私の母もですね、数年前のことですけども、ちょっとしたことから肺炎になり入院しました。もうそのときはですね、これで助からないんじゃないかなと覚悟をしたものでしたけども、幸い、まあ2、3週間で帰ってきました。でも高齢ですから、それだけ入院しますとですね、全然歩けなくなるんですね。そのまま寝たきりになるかなと思っていましたが、まあ母の場合は気力で歩けるようになった経験があります。高齢者にとっては、まさに肺炎は命取りでもあり、生きる力を大きく奪ってしまう病気ではないかと思います。入院をすれば余分なお金も掛かりますし、予防をするとしないでは大きく違ってくると思います。

予防接種の補助は今聞きましたように、当然、財源を伴いますし、県の方もいつまでもやってくれるか分からないというような話でしたけども、右から左へ承諾するというわけにはいかないでしょうがですね、医療費削減の見地から見ても、長い目で見れば、町にとっても国にとっても、何より町民にとってありがたい制度だと思います。全額補助というのが無理ならですね、せめて県の補助3,000円にプラス1,000円を上乗せしたで

すね、4,000円を視野に入れた方向は取れないのかなと、検討できないものかなと思うんです。

というのがですね、四万十市4,000円ですね。土佐清水市では6,500円を補助してますね。それから宿毛市は4,000円の予定ですね。大月町は3,000円ですけど、三原村は6,500円。四万十町も3,000円ですね。四万十町は3,000円ですけど、よそさまこうして補助してくれてるわけです。ですから何とかですね、そういう方向で考えていったらいいんじゃないかなと思うんですよね。

こういう方向というのはどうですかね。課長に聞いても、あれかも。町長、どうでしょうかね。

議長(山本久夫君)

副町長。

副町長(植田 壯君)

お答えします。

この肺炎球菌のワクチンにつきましては、まあ非常にこう大事な事業というふうにはとらえておりまして、 若干、遅きに失したかなというような感じもありますけれども、来年度からはですね、少なくても県の補助が ある以上はやっていこうと。

さらにですね、いろいろな考え方もありますけれども、皆さんから今、今回も相当多くのですね、いろんな質問、要望が出てきておりますので、それにすべて応えていくことはできませんけれども、この問題につきましてはですね、補助にプラス1,000円、町が1,000円をですね、上乗せしていこうという前向きな方向で今検討を始めたところでございますので、そういうことでご理解いただきたいというふうに思います。

議長 (山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

最近、副町長からですね、こういういい答弁もらうのは久しぶりか初めてか、大変ありがたい答弁をいただいておりますけども、まあ、これは町民のためですから。

それでですね、今のちょっと気になったんですけども。県の補助がある間ということは、県の補助がいつまであるのか分かりませんけども、そのへんが心配なのとですね。私は大事なのはですね、県の補助がなかろうがまずやると。やるっていうことを決めますと、補助がなくなるようだったら市町村のトップが力を合わせてですね、県に声を挙げていくとか、そういう前向きな方策も生まれてくるんじゃないかなと思うんです。補助がある間だけやってればいいやという問題ではないということは先ほど健康福祉課長も言っておりましたけども、長く続けていかなきゃならないのと、これは5年に1回ですから。しかも、一生に2回しか受けれませんし、病気予防ということが、今はまあほんとに病気にかんしては、それから医療費削減にかんしては大事なことになっております。

それでまずですね、やることを前提に、県の補助がなくなるかどうかは別にしてですよ。まずですね、町長 お願いしたいんですけどね、まずやるということを前提にして、県の補助がなくなりそうだったらみんなでで すね、地方から声を挙げていって、これは大事なことだからやるべきじゃないか、また国に対してものを言っ ていく、これも大事なことじゃないかなと思うんです。

町長がいつも地震、津波で町民の命を守るということで奮闘されておりますが、地震、津波で命を守るのも、 また病気で町民の命を守っていくのも、基本的にはおんなじだと思うんですね。

その点で、県の補助が切れた後もですね、続けて4,000円の補助ということで答弁できないかお願いします。 議長(山本久夫君)

副町長。

副町長(植田 壯君)

先に私の方からお答えさせていただきます。

現在のところですね、その県の補助が単年単年でございますので、町としてもそういう方向で考えざるを得んところでございますけれども、今ご質問があったようにですね、この問題につきましては、先ほど健康福祉課長が申しましたように長期的にやっていくことが大事でございますので、当然そういったことは頭に入れながらですね。

まあ、なくなればですね、その過疎債対応。そういったこともですね、視野に入れて。なおかつ国にはですね、このいわゆる交付税措置。今、予防接種、国の法制にかんする分につきましては、まあ予防接種の関係で交付税措置がされておりますので、そういったことも含めてですね、今後は考えていきたいというふうに考えております。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

今日はなかなかいい答弁が来ますので、早く終わるかもしれませんが。それでですね、まあ、前向きに考えてくれるということでした。

もう少し詰めていきますけど、実施時期はですね、じゃあ、いつになるのかなということと。それから、これ実施するとなりましたら町民に周知することがもう急がれますね。いや、補助があるがやったら後にしたらよかったというふうに言われる方も出てきますので、早急に周知していかなきゃならないと思うんですけども。その方法なんかはどのように考えてられますか。

議長(山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

まず、実施時期ですが、森議員の答弁の中でもお話ししましたとおり、医療機関との契約行為。その調整等もあります。それと当然、補助要綱なりの整備もしていくという必要もあります。

県の補助金を活用するということが前提ですので、県との調整も必要になろうと思います。予算要求的には 当初で県の方にもお願いをしていきたいとは考えておるところながですが、26 年度当初からというのはちょっ と難しいのではないかというふうに考えてます。

期間を明言するのであれば、目標としたら10月ぐらいまでには実施はできないかということで取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

(議場から何事か言う者あり)

すいません。周知の方法ですが、やはり広報を使うというのが大きな基本的なところです。まあ、担当の方とも話し合い、打ち合わせもしていきたいと思いますが、例えば告知端末によるものであったり、周知の方法についてはまた別途検討をしたいというふうに考えます。

以上です。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

目標は10月ごろということで、ぜひその点で頑張っていただきたいと思います。

幡多郡では一番びりけつですからね、早くしないといけないんですけど、まあ、いろいろ準備がありますから、頑張っていただきたいと思います。

それでですね、周知は広報を使ってという答弁でしたけども、広報の中身に入れますと、なかなか中まで読まない方がおいでますので、できたらですねチラシを入れて、肺炎球菌の予防接種に町は補助をしますと、いついつから補助をしますとかいうふうなことを入れると、もっと目に留まりやすいと思うんです。そしたら、ああ、今度補助があるんだな、受けてみようかなという方もやっぱりおりますので、ぜひそういう方法を取っていただきたいなと思うんですが、それはいかがでしょうか。

議長(山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

議員の気持ちはよく分かりますし、大々的に、じゃあ周知する方法というのでいい方法だと思いますが、その件につきましてもう少し検討もさせていただきたいと思います。

というのは、その広報につきましても1カ月ぐらいの前に原稿が出来上がっておかなければならないとかいう状況もありますので、チラシにしてもまあ同じような状況となってしまいますので、そのあたりの事務処理 については、また別途検討をさせてください。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

はい。まあ、前向きに検討するというふうに受け取りましたので、よろしくお願いします。

そしたら、1番目の質問はこれで終わりたいと思います。

続きまして、2問目に移ります。

地震、津波の碑についてということで質問を致します。

先月のですね11月24日に、黒潮町教育委員会主催によります黒潮町内の文化財を巡る文化財探訪ツアーが行われ、私もこのツアーに参加をしておりました。地震、津波の碑もこのツアーで訪れます。

講師には、県教育委員会文化財課主任の山本哲也氏をお迎えして、専門家の説明を聞きながら郷土の文化財を巡る催しは、大変興味深いものでした。

ツアーの目的には、身近な遺跡を訪ね、歴史を探る楽しさを感じていただく。また、地域の文化財について 親しみを増やしていただくとともに、文化財保護行政について、より一層の理解を深めていただく機会とする とあります。

町内にはさまざまな文化財があって、多くの町民に知ってもらう努力も必要ですし、それらを保護することも大事だと思います。以前は、旧大方地区では文化財に詳しい方がおいでて、その方の案内で、さまざまな町内の遺跡を探訪したと婦人会の先輩たちにお聞きしました。

また、大方歴史の会というのがありまして、その会には私も何度か参加をして講義を受けたこともありますが、今では大方地域の遺跡を案内してくれてた方もお亡くなりになり、また大方歴史の会も取り止めたんでしょうか連絡がなくなりましたが、残念に思っております。郷土の歴史を知って、遺跡の場所や文化財などは後世に残す義務もありますので、これからもこのツアーは長く続けてほしいと思っています。

津波の碑も当然保護をし、後世に残さなくてはならない大事な文化財です。この文化財探訪ツアーは、一番 最初に安政津浪の碑と南海大地震の碑を見て回りました。そのときですね参加者の方が、案内板やそれぞれの 碑が読めなくなっていると、大変残念なことだということで、一緒に行っておりました、連れていってくれま した教育委員会の職員さんに訴えて、参加者にもそのことを教えてくれたんです。私もそのときあらためて碑 を見てみたんですけども、それが今回の質問につながりました。

安政の津浪の碑は、まあ年代も古くて、もう字が見えなくて仕方がありませんが、残念なのは隣に立てられてある案内板も古くなり、字が見えづらくなっていることです。南海大地震の碑は昭和21年の地震の碑ですが、これも残念ながら字が読みづらくなっております。しかも、これには案内板もありません。

津波高全国一の発表を受けて以来、黒潮町は防災を最優先課題として取り組んでいますが、先人が私たちに残してくれた津波の貴重なメッセージです。伝えるべき内容が読めないのであれば、せっかく建ててくれた先人の思いも半減します。多くの方に読んでもらえるように手を入れる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、新しい案内板を付けることはそれほどお金も掛からないと思うんですが、どうでしょうか。

議長 (山本久夫君)

教育次長。

教育次長 (畦地和也君)

それでは私の方から、地震、津波の碑の案内板の整備にかんするご質問にお答えを致したいと思います。 ご指摘の碑は、入野加茂八幡宮拝殿前にあります安政津浪の碑と南海大地震の碑のことと解します。

安政津浪の碑は、安政元年、1854年12月23、24日、和暦の11月4日、5日に起きた大地震を目の当たりに した当時の入野村の若者たちが、後世への警告として安政4年に建立したものです。

高さ約190センチメートル、幅約170センチメートル、厚み約50センチメートルの自然石に文字が刻まれていますが、年月とともに風化し、判読が難しくなっていたため、20年ほど前に教育委員会において碑文の説明板を設置したところです。

また、その隣には高さ 120 センチメートルほどのコンクリート製の台座に乗った、高さ 52 センチメートル、幅 90 センチメートル、厚み 15 センチの御影石に刻まれた南海大地震の碑があります。こちらは昭和 21 年 12 月 21 日に起きた南海大地震の惨状について、震災後 20 年目の昭和 41 年 12 月 21 日に入野の矢野さんという方が長年保護司として務められたことを記念して建立したもののようです。碑には、地震の発生時刻や地震の規模、幡多郡内と旧大方町。これは白田川村を除きます。の、人的、物的被害の状況が刻まれております。

津波、地震にかんする碑につきましては、このほかに伊田に安政津浪の碑があります。こちらは元は、今は廃寺となっています松山寺にあったといわれていますけれども、現在は旧国道沿いの金比羅神社の入り口に設置をされております。大きさは、高さ65センチメートル、幅、奥行き90センチメートルのコンクリート台座の上に、高さ約120センチメートル、幅約100センチメートル、厚み約35センチメートルの自然石に、加茂八幡宮にあります安政津浪の碑に刻まれたと同様、津波で浦一同が流出したこと。これから140年も150年までも用心するようにという、後世の私たちへの警告メッセージが刻まれていますが、こちらも風化が激しく、文字の判読はかなり困難を極めます。

このような碑は文化財として価値がありますので、加茂八幡宮の安政津浪の碑については昭和 47 年 11 月 3 日に大方町が文化財指定をしているところです。

このような碑を多くの方に読んでもらえるよう、案内板等を作り、整備する必要がありはしないかというの が今回のご質問であります。いずれの碑に刻まれた文字も、南海トラフ大地震と向きあわなければならない私 たちにとって、先祖からの貴重なメッセージです。そこには、祖先の後世の者を思う気持ちが込められており、 現代に生きる私たちはこの祖先からのメッセージをしっかりと受け止め、将来に生かし、備えなければなりません。

機械などなかった時代、苦労して石を運び、文字を一文字一文字刻んだ祖先の気持ちに報いること。そして、 そのことが結果的に自分たちの命を守ることにつながるということを心にとどめ、この歴史的遺産を今に生か すことが現代の私たちの責務ではないかと考えています。

黒潮町の防災教育については、今後一層強化をしてまいりたいと考えていますけれども、その際にこのような歴史的資料の活用がとても重要であり、そのための整備が求められることは当然のことと言えます。しかし、整備の仕方につきましては、一方的に行政が整備するのではなく、これからの防災教育の中で生かすこと。例えば、読みにくくなっているいしぶみを判読する地域やグループでの取り組み。あるいは、刻まれた文章を現代文に訳したものの表示板を作ろうとした場合、その現代文はどのような単語や表現を用いるのがいいのか、国語の時間に取り組んでみるなど、教育的な諸活動と一体となった取り組みが、教育的効果や、その後の利活用につながるのではないかと考えますので、これらの整備につきましては来年度以降の防災教育の中で計画的に取り組むこととしたいと考えております。

以上です。

議長 (山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

これらを直すのはですね、来年度以降の防災教育の中で生かすと、そのような答弁だったんですがね。これ ね、大事な碑だと思うので、私はまた緊急性もあると思って今回出したんですけども。

先日ですね、12月の8日ですけども、黒潮町の婦人大会が行われました。その日は日曜日で休日にもかかわらず、副町長、副議長、教育長には来賓として来ていただきまして、ありがとうございます。そのときにいいお話も聞かせていただいたんですが。

大会ではですね、講演には防災の話を聞きたいという要望がありまして、昨年に続き松本情報防災課長に大変有意義なお話を伺ったことでした。そのときにも安政の津浪の碑についてのお話がありまして、書かれてある内容の紹介もありました。

それを聞いておりますと、ほんとに先人からのメッセージという点ではですね、詳しくほんと分からなかったんですけど、初めて松本課長から聞いて、これは皆さんも知っておいた方がいいんじゃないかなということで課長にお願いしましたら、カラー版でですね、ちゃんと持ってきてくれました。ちょっと知らない方もおいでるんじゃないかなと思いますので、読んでみたいと思いますけど。ちょっと省く面もありますけど。

安政元年、小さな地震があり、やや海面が上がった。これを地元では俗に鈴波と呼んでいる。これはつまり 津波の兆候である。そして翌5日、午後4時ごろになって大地震があり、瓦屋根、かやぶき屋根の家がともど も倒壊し、ほこりが舞って暗くなった。西からも東からも人々が後先を争って山頂に登り、山の上から東西の 川をうかがうと、西の蛎瀬川も、東の吹上川もかさが増え、海水があふれている。まさに海嘯(かいしょう) である。海嘯(かいしょう)というのは津波のことだそうです。

津波の第1波はゆっくり進み、第2波、第3波がそれを追いかけ、第4波の勢いが最大になって、肝が冷やした。流された家は数知れず、合計7回の津波がやってきた。夜になって波が引いた後は、畑は砂漠となり、田んぼは海となった。これはもちろん分かりやすいように現代語訳をしてくれておりまして、これは、地名に隠された南海津波ということで、谷川彰英(たにがわあきひで)さんとおっしゃるんですか、その方の書いた本からの切り抜きで、現代語版ですから非常に分かりやすいのを課長から頂いたところです。

私はこういう書かれてある内容はですね、やはりある程度現代語版でないと分からない面もあるし、メッセージが伝わらなければ意味がないなあと思うんですね。大事なメッセージを先人が残してくれているんですが、

今の教育次長のお話を聞いておりますと、教育行政に生かしていって、町がすぐに案内板なり何なりを整備するんじゃなくて、その後のことになるというような答弁であったと思うんです。私はこのメッセージを課長から頂いて、再度読んだときにですね、あらためて、先人、私たちの先祖ですね、に感謝をしました。

黒潮町の町民はもちろんですけども、町外の方にとってもこれは必要なメッセージではないでしょうか。実際、体験した方の生の声をですね、もう300年も前の祖先がですよ、深い思いを持って後世の人たちに残してくれたものです。読んで、あらためて地震の怖さ、津波の恐ろしさを知り、防災意識を再度見直すきっかけになれば先人も喜んでくれると思います。

これはですね、いつごろまでに直すとか、案内板をすぐ作るとかいう話じゃなかったんですが、私はですね、 これは早い方がいいんじゃないかなと思うんです。もちろん教育行政にも大切ですけども、メッセージとして は町民やほかの方にも伝えなきゃ意味がないわけですね、伝わらなきゃ。そのためには、案内板をこのように 現代語訳で書いていただければなおありがたいですし。

それから、安政津浪の碑はありますけども、南海地震の碑には案内板がありませんから読めないんですよ。近くへ行ってこうしてみても、何書いてるかなかなか読みづらいんです。読みづらい碑であれば内容が半減しますので、ぜひそこはですね、教育的価値もありますけども、今や津波の問題がもう優先課題として町は取り上げておりますから、ぜひですね、こういう津波の恐ろしさ、先人からのメッセージは、もう読めないメッセージがあるんであれば、早めに手を加えて直すということが大事なことじゃないかなと思うんですが。

そのへん、教育長いかがですか。

議長 (山本久夫君)

教育長。

教育長(坂本 勝君)

お答えを致します。

今、次長の方が答弁を致しましたけれども、案内板の整備は必要であるというふうには考えております。整備をするに当たってはですね、そんなに時間もかからないというふうには思っているところでございます。

ただ、その整備するに当たってですね、すぐにその行政が整備を単年度で行うということも可能でございますけれども、その整備する手法、そういったことをですね、防災教育に活用できないかということも検討してですね、まあ数年かけて整備をするとかいう方法もあろうかと思います。

そういったことも検討しながら、整備をするという方向で、その整備手法の検討をしたいということでございます。

以上です。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

数年かけてやると。この間に津波が来ちゃえば、ほんとに先人のメッセージは伝わらないわけですが。まあ時間をかけていくいうこともちろん大事ですけども、これはですね、メッセージというのものは人に伝わらなきゃもう意味がないわけですよね。こういうことを書いてありますよ、こういうことを教えてくれてますよということは、先ほど私読みましたけども、これ、あらためてほんとに先人に感謝したと先ほど言いましたけどね、こういうものは、案内板というのはそんなに早く作っても、私ね、大きく文化財にこう影響はしないと思うんです。

教育行政にも生かし方ですよね、これはね。案内板を今々作ったから、すぐに教育行政にとって半減すると

かいうようなもんじゃないと思うんですが。急がれる問題じゃないかなと思って私は出したんですが、数年かけてというんですが、教育長の方では大体じゃあどれぐらいの感覚を持っているのか。

それからですね、案内文を出すとしたら、分かりやすい現代文がある程度ないとですね、この書いてるままの字でも必要ですけども、それに現代文の訳語がないとメッセージが伝わりませんので、その両方入れた案内文だけでも、私、両方ですね、急いで作る必要があるんじゃないかなと思うんですが。

そのへん、もう一度お願いします。

議長 (山本久夫君)

教育長。

教育長(坂本 勝君)

整備をするに当たってですね、まあ来年度以降、その学校の方での防災教育への取り組み、そういったことにも力を入れていくということも話をしましたけれども、子どもたちのそういった防災学習を兼ねてですね、整備をするという手法もあろうかと思います。学校教育の中にですね、取り入れた整備の仕方というものもあろうかと思います。

数年と言いましたけれども、まあ、3、4年ぐらいの間、それを活用しながら、子どもたちがそういった整備にかかわっていくという方法もあろうかと思います。それについてはですね、一つの案としてお話をしましたけれども、仮にいきなり整備をするとなれば当然来年度できるわけですので、案内板の設置についてもですね、現代文に訳するといったこともですね、また学校の方でも取り組むこともできるかもしれませんし、そういったこと含めてですね、整備について行政が単に整備をするだけでなく、防災教育の一環として一緒に整備をしたいと、そういう方法も検討したいということでございます。考え方としては、まあ3、4年ぐらいかなというふうに思っております。

以上です。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

私はですね、これはもう一発満額回答だなというふうに思って出したんですけど、なかなかそうもいかなくて、防災教育で3、4年はかかると。まあ、それも一つの教育委員会の考え方ですので、これ以上はなかなかできませんが。

まあ、できたら、案内板が難しかったら、子どもたちにはこういうものとか、これは広報にこの文章というのは載ったんですかね、ちょっと分かりませんけどお聞きしますが。メッセージですから、やっぱり伝えていく必要があると思うんですが、載ったんですかね、現代文が。

議長(山本久夫君)

教育次長。

教育次長 (畦地和也君)

現代文に訳したものを、特に広報には過去掲載したことはないと思います。

以上です。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

できましたらですね、広報にですね、こういう碑があるということは、今、文化財でずっと載せております

よね、広報にね。

その中身がやっぱり伝わっていって、その中身を知るのは防災教育も大切ですけど、住民も知るということも、また町外の方が知るということも大事ですし。町外からですね、この安政津浪の碑というのは有名になりましたので町外からもかなり見えるそうですが、何を書いてるかさっぱり分からん、案内板も消えかかって読めませんから何やら分からんと。これじゃあ、ほんとに私いけないと思うんですよ。だって、警告を発してくれてるわけですから。危ないですよと。鈴波が来たら、これはもう津波の兆候ですよと教えてくれてですね、今、防災問題というのはほんとに町が力を入れてるわけですから、案内板だけでも私は早急に作る必要があるんじゃないかな。

それから、南海地震の方は全然ありませんからね。教育的観点はあると思いますが、何か方法というのは、 広報にこの現代版のあれを載せるとか、そういうような方法は取れないもんでしょうか。

教育長。再度すいません、お願いします。

議長(山本久夫君)

教育長。

教育長(坂本 勝君)

広報等にですね掲載をして、住民の方にお知らせをするということについてはですね、やっていきたいというふうに思います。

それで、整備については今申しましたように、ちょっと検討をしていきたいというふうに考えております。 以上です。

議長(山本久夫君)

宮地さん、終わりますか。

一般質問の途中ですが、この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 42分

再 開 13 時 30 分

議長(山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

宮地葉子さん。

6番(宮地葉子さん)

午前中に続きまして質問を致します。

午前中にですね、1つ。2番目の先ほどの津浪の碑のところで、答弁確認と1つ抜けてたとこ構いませんか。 (議長から「はい」という発言あり)

教育長ですね、学校教育の中で碑文を直すというのは3、4年と言われましたかね。いつごろまでになりますかと言われたら、3、4年と言われましたか、確認。

それとですね、その3、4年やったら3、4年で、根拠はどんなとこでしたかね。聞き忘れた、その3、4年となった。

議長(山本久夫君)

教育長。

教育長(坂本 勝君)

終わったと思っておりましたけれども。

年数についてははっきりは言えませんけれども、まあ3、4年程度かかるかもしれません。そういった期間の間に整備を進めたいということでございます。

それから、あとは。(宮地議員から「その根拠です。3、4年の」との発言あり)根拠ですか、3、4年の。 まあ、整備するに当たってはですね、まずその、例えば案内板を作るにしてもですね、その新しく作るに当 たっては、その碑文の内容ですね。内容について、十分その内容を調査もしていく必要があろうかと思います。 そういった意味で、その表示の仕方等もですね、いろいろな表示の仕方があろうかと思います。そういった、 その案内板を作る。その今の碑の内容を調査する段階で、学校教育。まあ例えば中学生あたりが一緒になって 取り組むとか、そういったこともできようかと思いますし。

そういったこともいろいろ検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

はい、すいません。ありがとうございます。

住民の方にですね、何でそれだけかかるがと聞かれたときに、やっぱり。いや、分からん、理由は分からん というわけにいきませんので、再度聞かせてもらいました。

ちょっと不十分ですけど一応終わりましたので、私の2問目の質問は。次に移ります。

3、4年たってできんんかったら、またやらないかん。

(議長から「おごられるわけです」との発言あり)

それではですね、3問目に移ります。介護の問題ですね。

安倍政権は、社会保障費を聖域とせず、見直しに取り組むとしまして、社会保障費を削減する施策を着々と 今、実行に移しております。今でさえ社会保障費は不十分で、国保税や介護保険料の支払いに住民の日々の暮 らしは圧迫され、地方の景気はいまだ回復された状態とはほど遠く、決して楽ではない暮らしが続いています。

社会保障は憲法 25 条で保障されている国の責務ですが、安倍政権はこれを国民の自助、自立の環境整備と位置付けて、国民には負担増と給付減を次々と迫っています。消費税が 8 パーセントになる来年の 4 月からは、70 から 74 歳の医療費窓口負担が段階的に 2 割に値上がりになります。

下げられ続ける年金ですが、本格的削減も行う構えを崩しておりません。私たちの老後はどうなるのか。先が見えない、希望を失いそうな庶民の日々の暮らしです。

しかし、私たちはそこで生活をしていかなくてはなりません。そして、できることなら誰もが住み慣れた町で死ぬまで暮らしたい。そういう思いを持って、さらにその上にですね、元気な老後で、家族や関係する人たちに迷惑を掛けたくないと願うところであります。でも、現実はなかなか願いどおりにはいきません。社会保障の充実は喫緊の課題であり、介護の問題は遅かれ早かれ誰にも降りかかってくる切実な問題で、関心も高く、また多くの方が目の前に直面している課題でもあります。

12月9日の高知新聞で、介護保険制度見直しという記事が載っていました。その記事の見出しには大きく、踏み出した負担増とあります。記事の中には、利用者からは不満や戸惑いの声が漏れるともあります。

6月議会で私が質問したときですね、介護サービスを削る策として、要支援 1、2 に認定された介護者を保険 給付の対象からすべて外して切り捨てる内容になっておりました。その内容を受けて、全国ですね、市町村や 利用者から、受け皿もなく、サービスが受けられなくなるなどの批判の声が挙がり、要支援者への保険給付を 全部を外すという、そういう全部を外すという方針は撤回せざるを得なくなっています。保険給付サービスを 受けられる部分も残されております。

まず、この4点お尋ねします。

最初に4点伺います。

1点目ですが。まず、黒潮町で要支援1、2と認定された方は何人おいでますか。

2点目に、その中で、訪問介護、通所介護の利用者は、全国的には約6割というふうに新聞では出ておりますけども、黒潮町でも大体同じような割合でしょうか。

それから3点目ですが、今回の介護保険制度改定で要支援1、2の利用者が介護保険サービスを今までどおり受けられる内容と、今回変わって受けられなくなる内容をお聞きします。

4点目ですが、この制度改定は、それの実施ですけど、それはいつごろになりますか。

議長(山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

宮地議員の一般質問の3番目のご質問、介護の問題。要支援外しの方向性について、今後の見通しと町としての対処の方向性について、まず通告書に基づきお答えします。

このご質問につきましては、先ほど議員もおっしゃっておられましたが、本年6月議会の一般質問でもご質問をいただき、答弁をさせていただいたところですが、去る11月28日に高知県主催による介護保険担当者説明会があり、介護保険制度改正の検討状況について説明を受けてまいりました。

議員のご指摘どおり、これまでは要支援認定者に対する介護予防サービスのすべてのサービスを市町村事業とする方向で検討されておりましたが、現在は専門的な知識が必要なサービスである訪問看護や訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、短期入所療養介護など。また、福祉用具の貸与、販売。住宅改修等のサービスにつきましては、これまでどおり介護保険の予防給付に残され、訪問介護、通所介護サービスのみ、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業として介護予防給付から切り離され、市町村事業である地域支援事業として実施される方向で検討されております。

しかしながら、訪問介護、通所介護におきましても、市町村事業の中で利用者の選択により、既存のサービス事業所による既存のサービスも利用可能というふうに説明をされておりました。

説明会の資料によりますと、これまで全国一律のサービス内容であった訪問介護や通所介護について、事業に移すことにより、既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、多様なサービスが多様な主体により提供され、利用者が多様なサービスを選択可能となるとされております。

しかしながら、既存の介護事業所より既存のサービスが受けられることになりましても、市町村事業として 実施することとなります。このため、既存のサービス事業者との委託契約なども発生することから、該当する 方に対するサービスの質や量を適正なサービス水準まで確保できるかが課題となるものと考えております。

また、制度としてNPOや民間事業者によるによる多様なサービスが提供できることとなりましても、サービス提供できるNPO、民間事業者などが乏しい本町にとりましては、これらの新しいサービスの提供ができるかが課題となるものと考えております。

また、これらのことから、市町村の財政や実施体制および地域基盤などの状況により、市町村の格差が生じる可能性があるものと思われ、大変危惧(きぐ)をしております。

現在におきましても介護保険制度改正の検討課題で、詳細につきましては不明なところではありますが、これらの状況を踏まえ、来年度策定予定である第6期介護保険事業計画の中で、住民の皆さまのニーズを把握しながら、町内外にある事業所などの地域資源を有効に活用し、適正なサービスの質や量を確保するために取り

組んでいかなければならないと考えております。

それと、今ご質問がありました点につきまして、追加で答弁させていただきます。

まず、要支援 1、2 の人数というお話だったと思いますが。平成 25 年の 11 月末現在で、全部の認定者 929 名のうち 185 名が要支援 1、2。1 が 85、要支援 2 が 100 という数字です。

それと、要支援のサービスのうち、訪問介護、通所介護、占める割合というお話だったと思いますが、まず人数ベースで考えますと、割合的にはパーセントで言います。34.67 パーセントとなってます。これは9月分の利用分で計算しました。それと、金額ベースで考えますと53.61 パーセントになります。

それと、すいません。3番目のご質問と4番目のご質問、再質問という形でお願いします。

以上で答弁を終わります。

議長 (山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

まあ、課長の方も答弁用意しておりますので、大体これから聞いていこうかなあというようなもの、包括的 にもう答弁がある程度出ておりますけども。

要支援 1、2の方が、認定されてる方が 185 名いるということで、大体何パーセントぐらいですかとお尋ねしたら、ここでは 34.67 パーセントと言われましたが。違う違う、訪問介護、通所介護の利用者ですね。そういうことでしたが。

全国的にはですね、大体 6 割ぐらいがもう介護保険を利用してる方では、訪問介護、通所介護の人がいるという割合が出ております。

それから、3番、4番は再質問でということでしたが。3番目についてはですね、何が残って、何が保険給付から外されるかという質問でしたので、今課長の答弁で出てまいりました。

4番目はですね、この法改正というのはいつごろになるかということなんですけど、ちょっと先にそれをお願いします。いつごろ実施か。

議長 (山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

訪問介護、通所介護が29年度末に廃止されるということになりますので、27、28は市町村の選択で構わないというふうに書かれておったと思います。

以上です。

議長 (山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

はい、分かりました。

今、課長の答弁でもありましたけど、保険給付で残るのは、訪問介護と、訪問リハビリと、訪問入浴介護。 まあ、その他、細かいこともありましたけど。これは今までどおり保険サービスを受けられると。これらは介護サービスの全体の4割を占めるというふうに新聞では載っておりました。まあ、この数字がちょっと分かりませんけど、黒潮町の場合は。

これらは残りました。残ったというその理由がですね、厚労省としては、これらを残したことは事業費の抑制のみに着目するのではなく、財源をしっかり確保すべきなどの意見が出たためだと説明をしております。し

かし、先ほど課長の答弁にもありましたけど、要支援者向けで中心的なサービスになります、訪問介護と通所 介護。まあ普通、デイサービスと言っておりますけど、それらは市町村事業に丸投げされると。そういう方針 は6月議会で質問したのと同じ内容で、今回変わりました。

今の支援制度では、要支援と認定されますと、ヘルパーさんによる家事援助やデイサービスなどの予防給付を受けることができます。そして、課長の答弁にもありましたが、全国一律の価格と水準でサービスが利用できて、介護職専門のヘルパーさんが訪問をしてくれています。しかし、今回の制度改定では、これらのサービスは市町村の事業に移されるということですので、市町村の裁量に任されます。そうなりますと、首長の考え、トップの考えや自治体の財源状況などによって、サービス内容、質、それらに大きな格差が出る可能性があります。課長も先ほどちょっと危惧(きぐ)されておりましたけども、そういう問題があります。それで、利用者によっては負担増の恐れも出てきます。

要支援は介護度が軽度だと、軽いと見られてですね、元気だと誤解されがちですが、軽度のときこそ介護の専門家によるアドバイスなどが必要で、この段階で適切なサービスを受け、生活を考えながら送る、そういうことが介護度を重度化させないために大事だと専門家が言っております。特に、軽度の認知症の方々への介護は大切だと言われています。

制度を改定して、介護の専門職が担っている訪問介護や通所介護をNPOやボランティアに任すのも安上がりな方法ですけども、問題が残ると思います。各地の自治体からはボランティアで対応できる範囲ではない、受け皿がないなどの声が挙がっています。全国町村会の会長や連合の生活福祉局長などから、農山村ではNPOもボランティアも希薄で利用できない。サービスを維持すれば自治体負担が増えて、財源の厳しい自治体では、量、質の低下が懸念される。地域でサービスの格差が生じるなどの意見が出されています。これは先ほど課長も触れてくれました。

このような心配があるわけですが、黒潮町では先ほどちらっと言われましたけども、29 年度からの実施ということになりますが、どのように 29 年度からなっていくのか、やはり心配なところがあります。やはりゆくゆくはですね、ボランティアさんでの対応に切り替えようとするのか。何とか自治体でですね、頑張って今の制度を続けていこうとするのか。

そのへんは考え方いかがですか。

議長(山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

先ほども答弁させていただきましたように、その詳細については来年度の介護保険事業計画で検討をしなければならないというふうには考えておるところですが、やはり既存のサービスも必要というふうに、私、認識しておりますので、既存のサービスも組み入れた形でということを基本として検討したいと、そのように思っております。

以上です。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

既存のサービスもやっていくということでした。

1 つ心配なのはですね、それはありがたいことです。ゆくゆくはですね、介護保険サービスから外されるわけですから、ボランティアさんになるとか NPO に委ねるとか、そういう方向が出されてますけど、黒潮町では

今のところはじゃあ、町がずっと請け負っていくと。賄っていくと。ボランティアさんとかに委ねないで。そ ういう方向を持っているんですか、それをお聞きしてるんです。

議長 (山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

制度の方向として議員がおっしゃいますように、例えばNPOであったり、ボランティアであったりに担わすことがきるというふうに書かれてますが。先ほども答弁の中でも触れましたが、黒潮町の場合、その担うべき、例えばNPOであったり、ボランティアの団体であったりが乏しいというふうに現段階では考えております。

そのため、やはり当面のところは既存のサービス事業者にお願いをして、契約をさせていただいてサービスの提供をするというのが基本的なところではないかと、今のところはそういうふうな認識を持っております。 以上です。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

すいません。ちょっと、じゃあ私が聞き漏らしたんですね。

既存の事業者に委ねるということで、今まで町はですね、ヘルパーさんも抱えておりましたし、そういう専門職の方で通所サービス、介護サービスやっておりましたけども、そういうことがもう事業者さんに変わっていくんですか。

議長(山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(宮川茂俊君)

介護サービスについては、町が直接サービスを行うということはありません。今、黒潮町の中でサービスを やってるのは、例えば社協であったり、シーサイドのしおかぜですか、そのような所がサービスの提供をやっ ておりますので、町が直営をして訪問介護や通所介護、デイなんかをやっておるということはありません。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

はい、分かりました。ありがとうございます。そういう意味ですね。

次にですね、特別養護老人ホームの入所について伺います。

以後、特養と略して質問しますけども、特養などに入所している低所得者に食費とか住居費を軽減する補足 給付の、これ縮小が今回のあれで浮上してきましたけども、これはどういうふうになりますか。

議長(山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

特養の入所者等に支給しておる補足給付というのは、食費であるとか、住居費に対する給付です。

まず、その実態的に、その特養等に入所している方で低所得者が多いために、その実態を考慮して、制度として、その給付を行ってまいりました。が、その対象としましては、住民税非課税世帯の者であれば補足給付が行われてきましたが、在宅でおられる方であるとか、保有する貯金額や不動産が全部まあ担保されるというか計算外になりますので、そのへんで不公平になるということで、今度の改正に合わせて、預金額であるとか、

不動産の勘案であるとか、配偶者の所得の勘案であるとかも加味して、まあ勘案等の見直しを行うというふうな説明を受けてきております。

以上です。

議長 (山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

結局、見直しを行うということは、まあ、値上げもあり得るというふうに取ってよろしいんですね。

次にですね、国は特老への入居は要介護3以上に限定して、要支援1、2の人は特養に入所できないというような案も提出してきました。要支援で認知症の方にとっては行き場のなくなる人も出てきます。これにも批判が続出しまして、特養以外での生活が著しく困難な場合には例外として認めると、そういう方針に転換しておりますが、黒潮町の場合ですね、これは特養に入るのにどのようになるでしょうか。

認知症でありましたら、やっぱり要支援1、2でも入所できますか。認知症でなかったらもう3以上でないと 入所できないという、そのとおりになりますか。

議長(山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

今度の改正で、特養の入所者は要介護 3 以上に限定すべきではないかとの議論がされてます。その中で、例えば要介護 1、2 であった場合でも、やむを得ない事情等の場合、施設として入所者検討委員会とかを開いて、やむを得ない場合は継続して入所であったりできるというふうな、一定、弾力がある検討もされておるようです。

黒潮町の今の実態をご説明します。

黒潮町の場合、特養の入所希望者がかなり多いために、特養の方の基準として、現在も要介護 4、5 の方を中心として入所をさせております。そのような関係で、この要介護 3 以上というところは、あまり当町にとって影響があるものではないのではないかというふうな認識を持ってます。

以上です。

議長 (山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

もう1つですね、その認知症の方ですよね。

一応、今の課長の話では、黒潮町は一応要介護の希望者が多いので、4以上に黒潮町としてはしてると言いましたけど。じゃ、認知症の方でやっぱりですね、なかなか困る方がおいでるわけですけど。

国の方では行く所がない場合、例外的なこととして、認知症であれば1、2でも入所できるというふうになったと思うんですが、黒潮町の場合はもう、それはもう4以上と、全部線引きでいくんでしょうか。

議長(山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(宮川茂俊君)

先ほどご説明しました 4、5 についても、町として決めているわけではありません。各特養の入所者判定委員会の中で、まあ、そういう運用をしているというふうに聞いているところです。

先ほどから出てきます、その認知症の方等につきましても、その特養ごとにある入所者検討委員会の中で特

例的に認められたりするのではないか、そのように想像しております。

以上です。

議長 (山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

かなり幅を持って、必要な人には一応その認定委員会ですか、そこで考えてくれるんじゃないかということでしたので。それはぜひですね、事情がいろいろありますので、そういうふうに流動的に考えていただきたいと思います。

要支援1、2というのは2006年の制度改正でつくられた枠組みです。そのときの理由はですね、受けられるサービスは少なくなったけど、介護予防に重点を置くというものでした。でも、その重点を置くと言ったのはどこへ行ったのか、改正からわずか7年で利用者の多い、大変大事なですね、訪問介護と通所介護を保険給付の対象から外すというわけですから、これはもう利用者なり、それから各自治体なりで批判が起こっております。

介護保険は、訪れる老後にできるだけ本人が自立した暮らしができるように。また、家族が抱え込んで苦しんでいる介護を、制度を作って、税金を徴収して、社会全体で支えるのが、この制度を始める考え方ではなかったかなと思います。

軽度の人こそ、しっかり支援をし、重度化させないことの方が財政面でも効果があると考えますが、私はですね、高齢者の介護を社会で支えるという介護保険制度の根本を守りながらサービスを継続するように、今後もですね声を挙げていかなくちゃならないなと。保険給付から外すんじゃなくて、今までどおりやっていかなければならないんじゃないかなと考えるんですけども、町としてはですね、どのような考えを持っていますか。

国の方針だから、まあどうにもならないというふうに考えてるのか。やっぱりこれは国に対して、何とか現 状ですよね、それを訴えていかなきゃなんないというふうに考えているのか。

ちょっと難しいかもしれませんけど、ちょっとお尋ねします。

議長(山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

これまでも、制度の中で疑問があるところや、町として要望していかないかんところは何点か挙げてきたと ころです。

いろんな危惧(きぐ)のある中で、制度もはっきりまだ見えてない中で、検討も始めていかないかんという ふうには考えてますが、基本的には国の方の制度が実施されますと、町としましてはそれに即応した形で、利 用者の方にご迷惑を掛けない形で、何とか組み立てていかないかんというふうに考えております。

以上です。

議長 (山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

何とかまあそこへ踏ん張っていかないかんと、自治体としてもですね。ぜひそこで、本当に大変でしょうけ ど頑張っていただきたいと思います。

町長に伺いますけど、厚労省が考えている、今の介護保険制度見直しですね。これは何度も今言ってきましたけど、介護の必要性が低い要支援 1、2のサービスを介護保険制度から切り離して、多くの利用者がある訪問

介護と通所介護を保険給付の対象から外して、介護サービスの提供の役目を市町村に移す。そういう方向が決まりました。専門家からも、これはですね、軽度の切り捨てだという批判が出ています。

介護保険料だけはしっかり徴収しておいて、サービス提供を削減するというのはあんまりじゃないかなと思ってます。このようなやり方には地方は一丸となって国に物を言うべきだと思います。いつもこの点は町長にお願いしているんですが。

全国町村会でもですね、サービスに格差が出ないよう国が責任を果たすこと。また、特養から締め出される 高齢者に対する受け皿確保を求めるとの決議を大会で採択しているそうです。

町長にぜひですね、地方の主張の先頭に立って、防災に続いて国に声を挙げる。その旗振り役をお願いした いのですが、どうでしょうか。

それともう1つですね、今、課長は言ってくれましたけど、こういう制度が改正になって、市町村にサービスが回されますけども、今までのサービスを落とさないと。できる限りこのままの制度を続けていっていただきたいんですが。

その2点を町長にお伺いします。

議長(山本久夫君)

町長。

町長 (大西勝也君)

詳細の運営にかんする設定がまだできておりませんので、適切な答弁ができるかどうか分かりませんけれども。

まず、リスク。この今回の改正によるリスクがあるのは間違いない話です。よって、そのリスク、自分たちの不安を払拭(ふっしょく)しなければならないと考えてる課題については、それが解決できるような手だてをお示しいただくまでは、改正はどうでしょうかというようなお話はさせていただきます。

それからもう1つですね、今後のサービスですけれども。

基本的に今回の改正案、今検討されている改正案ですね。これは悪いところばっかりではないと自分は思っています。例えば、保険給付の対象の中にあった訪問介護、通所介護をですね、新たにつくるその総合事業の方へ移行していきますと。29 年度末まで。しかしながらここはですね、財源担保はこれまでと何ら変わらないというような財源スキームになっています。ただし、議員が心配されております全国一律のサービス。それから、サービス水準をどう保つかということは、総合事業に移行されますと、各事業所さん、あるいはもしかしたら今後は NPO なんかも考えられるかも分かりませんけれども、そういった所との料金設定の主体者が市町村ということになります。

そうなるとどういうことが起こるかというと、今まで介護保険の枠組みの中で、通所介護、それから訪問介護。これを利用されていた利用者さんが、要支援 1、2の方は総合事業へ移行されると。そうなりますと料金がですね。料金設定は市町村と事業所さんの方で個々の契約を結ぶわけですけれども、そうなったときに、これまでを上回らない料金設定にしなさいということが、まず一つ縛りがあります。その上で、かつ、それを下回った場合ですね。例えば、1,700 円のサービスを 1,500 円で新たに料金設定をさせていただきますという個々の契約を結んでも、現在、介護保険の枠組みの中でお使いになっておられる利用者。要介護 1 から 5 までの方ですね。この方の利用額を下回ってはならないということになってますので。結果ですね、これ整理しますと、要支援 1、2 の方は現行制度から移行すると、料金上がることはあっても下がることはないということになっています。

そしてもう1つは、その料金設定の主体者を市町村でとお願いされてもですね、実際にそういう、市町村が

独自にですね、料金設定が現実的にできるのかというような危惧(きぐ)もございます。

例えば、市町村境にある施設でですね、片方の市と片方の町がですね、料金設定違って契約するとこも、これも十分あり得る話ですけども、そんなことが現実に起こり得るのかというようなことを考えますと、もう少し詰める必要があるのではないかなとも思ってます。

ただし、いいところも自分たちは、ここはちょっとええんじゃないかなと思うところもございまして。

それは、新たな総合事業の中にですね、いろんなメニューが、これまでになかったようなメニューが財源担保されてサービス提供ができるということにもなっています。もしかすると、これからの地域の福祉を担う、そういった担い手の育成については、これが一つの契機になるかも分からないというように肯定的にとらえてる部分もございます。

ただし、総論から申し上げますと、当町が不安に思ってる課題がですね、明確に、いや、そういうことでは ございませんというような案がお示しされない限りはですね、少しリスクもあることは事実でございますので、 その点につきましてはしっかりと国の方にも申し上げてまいりたいと思います。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

町長の考えで、まあ国の方にも物を言っていただけるということですが。私が一番心配してる、また課長の 方からもありましたけども。

1 つは、今までですと全国一律のサービスで、内容で、そして質的にもですね、サービスがあった。それが 市町村サイドで分かれると、各市町村で格差が出ることが一つ危惧 (きぐ) される。これはもう、制度は決まらなきゃ分からないとかいう問題じゃなくて、はっきりしてることですよね。そういう危惧 (きぐ) されることがあるので、まずそういうことはほんとはなくしていかなきゃなんない。本当は、本来から言ったら、今までどおり保険給付の中でやるように、やってもらいように声を挙げていただきたいというたくさんの声があるわけですけども。

それとですね、料金設定ということを今言われました。確かに、料金設定というのは利用者にとっては大変重要なことでして、これ、今後どうなるかということ、もちろんあると思いますが。ぜひ、その点もですね、料金とサービスというのが両立しなきゃなりませんので、両方が悪なっちゃもちろんいけないし、サービスをたくさんしようと思えば料金を上げなきゃならないという、市町村にしては大変矛盾が出てくるわけですけども。やはり、今までどおりの制度をですね、できる限りというよりは、本当は、本来は今までどおり町民に提供していただきたいわけです。こういう制度でないように、今までどおりのことができるように、町長からお約束していただきたいと思ったわけですが。

まあ再度ですね、今の制度が最悪の方に。最悪じゃないですけど、どんどん介護保険給付ですね、それが外されていかないように、介護者の立場も町長が代弁してですね、ぜひですね、国の方にも物を言っていただきたいと思うんです。

その点をすいません、もう一度お願いします。

議長(山本久夫君)

町長。

町長 (大西勝也君)

そういう場でしっかりと発言をさせていただきたいと思います。はい。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

地方はほんとにね、財源もありませんし、苦しい立場にありますので、声を挙げていく。そしてまた、地方は一丸になってやっていくということしか手法がありません。国は大きな権力と、それからお金を持っておりますのでね。

ぜひ、これからもですね、町民の命と健康を守る。そういう立場は防災の中にもう生き生きと息づいておりますので、ぜひ福祉の方でも、またおんなじように発揮していただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長(山本久夫君)

これで宮地葉子さんの一般質問を終わります。

この際、2時20分まで休憩します。

休 憩 14時 09分

再 開 14 時 20 分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、山﨑正男君。

8番(山﨑正男君)

いよいよ年の瀬になりましたけれど、私は自分が午(うま)年ではありません。猪ですので。猪突猛進で今年も行きたいと思っておりますが、来年は馬ということですのでちょっと跳ね上がりがあるかも分かりませんが、よろしくお願いします。

まず、墓地対策についてということでお伺い致します。

1番ですが、黒潮町の忠魂墓地の対策について町の見解をお聞きします。

現在、佐賀の忠魂墓地は戦後 68 年が過ぎ、個人墓地への移転もあり、遺族の高齢化や減少化で墓地の維持管理ができにくい状態になってきています。この忠魂墓地の管理は各地区の遺族会等で対応していると思われますが、この墓地の在り方や遺族会との協議について、また戦没者の追悼も踏まえまして、町の今後の考え方をお聞きします。

実は私、昨日、この忠魂墓地へ夜行ってまいりました。なお確認のためと思いまして、現在の状況の墓の数をちょっと数えてまいりました。ここの忠魂墓地は皆さんご存じかどうか分かりませんけれど、戦没者の方の大きな墓から通常の墓まで、現在あるのがですね61基あります。ここから移転されてるのが、昨日夜でしたのでちょっと数え間違いもあるかも分かりませんけれど、27基ぐらいが移転されております。その中で、私は1分か2分ほど昔の戦没者の慰霊に対してですね、気持ちを込めて、あそこから佐賀の町を見下ろしてみました。やはり我々の戦後は68年もたってですね、我々が今これをどう継いでいくかということで考えを、思いを深くしてですね、自分の気持ちを整えてきたところです。

この問題はですね、ちょっと端的に言うたら、一つは現況の墓地を見まして、人数、その佐賀の中の昔の管理者の遺族の方たちとの資金繰りがですねひとつ難しくなっていると。一件。それからですね、ここの土地は町有地であると思いますが、町としての考え方がどういうふうになっているだろうかということです。それから遺族会という旧佐賀町の、佐賀の遺族会ということでもですね、遺族の方々もますます高齢になり、亡くなられたり、だんだんと縮小されております。

この問題を含んでいるのはですね、今後の遺族会の在り方、それから町有で建てたその戦没者を敬う、そう

いう気持ちの位置付け。こういうことを町とともにですね、考えていかないかんという考えでご質問しております。

取りあえずですね、第1問目で町の方のお考えをお聞きしたいと思います。

議長(山本久夫君)

地域住民課長。

地域住民課長(村越豊年君)

それでは通告書に基づき、山﨑議員ご質問の、黒潮町における忠魂墓地の在り方や、遺族会との協議等に対する黒潮町としての考え方につきましてお答え致したいと思います。

この質問につきましては、矢野議員のご質問への答弁と重なる部分が多分にあると考えますけれども、ご了 承いただきたいと思います。

黒潮町内におけるいわゆる戦没者忠魂墓地につきましては、13 カ所、それから忠霊塔につきまして 2 カ所。そのうち、佐賀地域にある忠魂墓地は 12 カ所、忠霊塔が 1 カ所だというふうに認識しております。この部分につきましては基本的認識を前回も申し上げさしていただきましたけれども、戦没者の方々の忠魂墓地につきましては、ご親族によってその管理等を引き継がれていくことが最良ではないか。こういった基本認識を持っております。けれども議員ご指摘のとおり、多くの戦没者の方々が、ご親族の墓地に改装されている、こういった実態もございます。さらに、遺族会の方々および各地域の有志の方々についてもご高齢となり、墓地の管理については大変なご苦労をされていると、こういうふうに推察しているところでもございます。

これまで行政施策として各遺族会に補助金等も交付しておりますけれども、忠魂墓地の維持管理につきましては、こういった補助金等の一部が活用されている、こういうふうに認識しております。今後の対応策につきましては、遺族会の方々とも十二分に協議を重ねながら、最良の方策を考えていきたい、こういった部分を基本的に考えている。こういった基本的な考えを申し述べまして、ご回答とさしていただきたいと思います。

議長(山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

ありがとうございます。

私がここで聞いておきたいのはですね、1 つはあそこの忠魂墓地、私どもはおくらという認識で話をしますけれど。あそこの忠魂墓地のその管理はですね、現実問題として町の土地であるかどうか、まず1点聞きたいがですけれど。その町がどの程度関与できるものか。それからそういうことを踏まえてですね、これは小さなというか、過去長い流れの中であそこの墓地管理をある組織でやっておりまして、その組織もですね、今さっき言うたように墓がだんだんと減ってきて、それから遺族の方の関係者も集まりにくいとか、いろいろ条件が出てきましてですね、その財政的なお金もですね、過去の流れからだんだんと、草刈りとか維持管理に使われまして、なくなってきております。

現状を見ますと、現場はですね、墓地のある以外はその土の出た土地でして、入り口付近にも草が毎年のように生えて困っております。最終的にはですね、その持ち合わせのぎりぎりのお金を全部出して、例えばあそこをコンクリートにしたいということで考えておりますけれど、それでもどうも工事費には足らないということでございます。

この際ですね、町有地であれば遺族のことも考え、それから英霊のことも考えですね、あそこをきれいな形にご協力いただいてですね、町が5万でも10万でも出して、遺族のその資金と合わせてですね、コンクリにされたらいかがかなという気持ちで1点は出しております。

まずその資金繰りですが、町の方でも町有地だから、ここは大事な英霊の眠ってる墓地ですので、ぜひ町も 支援していきたいという気持ちがいただけるならばですね、来年度の当初予算前ですので、少なからず予算編 成もしていただいてご協力をいただけないかという気持ちで出しております。

まずその点で、ひとつお願いします。

議長 (山本久夫君)

地域住民課長。

地域住民課長(村越豊年君)

それでは山﨑議員の再質問にお答えしたいと思います。

現在質問にありました墓地につきましては、町有地であります。この部分につきましては、町の共同墓地、こういった部分と同じような取り扱いも考えるべきではないかというふうにも考えておりますけれども。遺族会と協議もしながらですね、そこは検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長 (山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

これは一方的に私の方から言っても駄目ですので、遺族会とですねぜひまた今後早急に話し合いされて、いい方向に見出していただいたらと思います。

それからその遺族会の話ですけれど、大方にも白田川にもそれから佐賀にも遺族会はございますけれど、遺族会の実態はですね、今言う高齢化でだんだんと馬力がなくなってるという、私は気がしておりますが。この遺族会と、それから町で行ってる追悼式、これらの絡みもあります。我々は町全体を挙げてですね、英霊を見守り、それから将来の子々孫々にまでですね平和を届けていくという役割がございます。もし遺族会がですね、だんだんと人数が正式の遺族、正会員といいますか。遺族もだんだんと少なくなりつつあります。それから遺族会自身、佐賀の場合でしたら遺族会自身のその予算繰りもですね、町からの補助もいただいておりますけれど、毎年赤字の方向でなっております。だんだんと、もう数年したら金額的には厳しい状況になるのではないかと私は考えておりますが。

やはりこういう将来の遺族と町の在り方、それから先ほどの墓地と町の在り方。こういうものをですね、双 方代表なり役員が集まってですね、町としっかりとした話し合いをしていかねばばらないと、そういう時期に、 今、来ているのではないかと思います。

ぜひですね、前向きに考えていただいて協議をできるかどうか、もう一度お願い致します。

議長(山本久夫君)

地域住民課長。

地域住民課長(村越豊年君)

それでは再質問にお答えします。

私どももその遺族会との協議につきましては、これまでも何度か話し合い等持ってきたこともあります。これからは今まで以上にですねそういった協議を進めていって、最良の方法を見つけていきたいというふうに考えております。

議長 (山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

それからもう1点ですけれど。

これは佐賀だけの遺族会じゃなくてですね、大方、それから旧白田川ですか、の遺族会の皆さんともですね、 黒潮町の追悼式をやるに当たってもそうながですけれど、均衡の取れたやっぱり今後は遺族会への配慮も必要 ではないかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから今のその補助金の体系がですね、大方の方は分かりませんけれど、佐賀の方も先ほど言いましたように、財政がだんだんと厳しくなる中で遺族会が解体していいものかどうかという悩みも私は持っております。 こんなことを言うたら遺族の方に大変失礼ですけれど、金がなければ何もできないというような、世の中がそういう状態であります。でも、これは戦没者で、その命を捧げてこられた方の遺志をですね、後世につないでいく役割ということを考えればですね、これはなくしてはならんということであろうと思いますけれど。

町のこれからの考え方、遺族とか追悼式に対する考え方。毎年毎年、追悼式の式典の前ではですね、英霊に対して恒久平和を願い、町も発展していきますというお誓いをしておるわけでございます。

そういう意味も含めまして、町の方のこの遺族会の在り方、将来の私は心配しておるわけですので、そこら も踏まえて今後対応していただけるかどうかをお聞きします。

町長か副町長、分からんでしょうか。

議長 (山本久夫君)

町長。

町長 (大西勝也君)

まずはですね、遺族会の方とまず協議の場を持たしていただければと思います。

議長(山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

それでは、よろしくお願いします。

ここへ来ますと、すぐ自分が言いたいことを忘れますので、かえって皆さんに失礼な面もあるかも分かりませんけれど。

それでは2問目に移ります。

町営墓地は管理組合に委託していますが、町が支援すべきことと管理組合がすべきことについてお聞きします。

町は個人から墓地として永代使用料を頂き、また町は管理料を組合に委ねていますが、この管理料だけでは 事務費や草刈り等の管理がやがて難しくなると考えます。今後管理組合と協議しながら対応するのか、考えを お聞きします。

また、墓地ののり面整備や進入路や駐車場の整備等、墓地に付帯すべきものは町が予算をつけて施設の管理 を進めるべきではと考えますが、いかがでしょうか。

これはですね、具体的には佐賀には舳坂(へさか)と長畝(ながうね)とございますが、舳坂(へさか)の 方の問題を私は出しております。もともとこの墓地を造ったときにはですね、多分今のような毎年毎年草刈の お金が要るとか、そういうようなことまで考えてなかったのではないかと思いますが。現在ですね、あそこが 56 区画ございます。それから永代の希望のない所が 10 区画ございます。それから、その既に永代使用料を払 っている方の中で、まだ家族の方が亡くならず墓碑の建立をしてないとこが 16 区画ぐらいあるがです。毎年毎 年ですね、草刈りですか、の費用がですね重なっております。当初、町から多分受けていたその業務手数料い うのかな、言葉は。それで賄っておるわけですけれど。この草をですね何とか処理せないかん。これに維持管 理が、町から預かったお金がだんだんだんだんだん年々再々なくなっていくわけですけれど。

これを町と協議してですね、今後この金もですね、多分5年10年したらですねなくなると思います。私はですね、その町に付帯するのり面とか、それから周囲に必要なものはですね町が負担していただいて、町の管理ですので、もともとは。そういうことを考えていただきたいがですが。

いかがでしょうか。

議長(山本久夫君)

地域住民課長。

地域住民課長(村越豊年君)

それでは山﨑議員の墓地対策についての 2、町営墓地にかんするご質問の、町が支援すべきことと管理組合がすべきことについてお答えしたいと思います。

黒潮町における町立共同墓地については7カ所ざいます。その管理につきましては、それぞれの共同墓地管理組合が管理を行っているところではございますけれども、議員ご質問のように、そののり面整備とか進入路、駐車場の整備等、町立共同墓地にかんする構造上の基礎部分については、これまでも町の方で予算を計上して施設の管理を行ってきております。

現状におきましては、各管理組合において管理上の小規模な補修とか、それから先ほど申されました草刈りなどにつきましては、管理組合の方で行っていただいているというふうに認識しております。また、大規模な補修とか改修等が必要な状況になれば、管理組合との協議を行って対応してきております。現状におきましては、地域活性化交付金、こういった部分が活用できる場合について整備を実施しているという状況でございます。

平成23年度には、舳坂(へさか)の共同墓地につきまして、のり面工事、これも実施した経過がございます。 さらにそれ以外にも、地域整備事業を活用する、こういったことが検討できるようであれば、その必要性など につきましても黒潮町全体の課題として具体的な協議ができるのではないかと考えているところでございます。

大方地域の各管理組合では毎年管理費を集めている状況でございますし、今後についても供養をされる方々 が引き継いで管理を行っていただけるというふうに認識しております。

佐賀地域の管理組合につきましても、10 年間の永代使用料といいますか、管理手数料としてまとめて徴収さ していただきまして、その部分を管理組合の方に維持管理費ということで下ろしているという状況にございま す。

従いまして、これからもそういった方法で管理が引き継がれていくというふうに認識しておりますので、10年ごとの管理費というふうな支出になるかと思いますけれども、そういった部分での補てんはできているというふうに考えています。

以上、質問への回答とさせていただきます。

議長(山本久夫君)

山﨑さん。

8番(山﨑正男君)

ありがとうございます。

この舳坂(へさか)のその空き墓地といいますか、10区画ぐらいあるがですけど。これのですね、なぜここがその後増えないのかなという感じがありますが。1つには周辺の車の進入路とか、それから土地の入り具合が悪いとかいうようなことがありますので。ここらのですね整備をしたら、もっと墓地もですね皆さんが、ああ、あそこへ行ってみたいなという、先祖をあそこへ預けたいなという気持ちも出てくるのではないかと思い

ますが。

そこらの今後ですね進入路拡幅、それから駐車場整備。少なくともあん中へ進入して車が回れるぐらいのことにできないかなという気持ちでおりますが。そういう今後計画性は課長の方で考えられないでしょうか。お願いします。

議長(山本久夫君)

地域住民課長。

地域住民課長(村越豊年君)

その共同墓地への進入路などにつきましては、地域整備事業での要望等も挙がってきているようでございます。その部分で検討してまいりたいというふうに回答もさせていただいておりますので、整備に向けて検討していきたいというふうに思います。

以上です。

議長(山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

それからちょっと関連ですけれど。入野のその早咲の北側に位置するですね、早咲公園というのがあるようです。それからそれはそこだけがですね、その町の管理から外れてるというようにお聞きしますが。

ここはですね、今後町の管理の方向で進まれるのかどうか。ご存じあればお答えください。

議長 (山本久夫君)

住民課長。

住民課長(松田春喜君)

再質問にお答えをします。

以前から早咲の墓地については協議をされているようでございますけども、供養者等々ですねまだ協議が進んでおりませんので、これからも町にするのか、それとも個人の供養のそのままいくのか、もうちょっと協議をしていくというふうなことで回答さしていただきます。

議長(山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

せっかくですね、その早咲にもそういう墓地があるということであればですね、全体の均衡の取れる方向でですね、前向きにぜひお願い致します。

それでは次にまいります。2番の地域環境の整備について。

我々の生活環境で普段から心配される地域の重要事項は各部落から町へ要望し、処理されていますが、日常 的に住民から不安のあることについて要望があるとき、町はどのように対処するのかお聞きします。現場を確 認し、すぐやるべきことと長期計画で処理すべきこと等がありますが、町の考えをお聞きします。

まずその中でですね、私、ここへあることは私の感じの中で質問さしていただいておりますので、町の考えはまた別にあるかと思いますけれど。

まず1番目ですが、現在、佐賀支所前の溝が河川近くで泥が堆積し、それに雑草が密殖し、溝の流れが悪くなっています。台風や大雨のときは水が流れず逆流し、町分、下分への増水が懸念されます。ここをですね、補正予算で緊急処理をするか。来年度の予算に計上するか。早急に対応すべきではないでしょうかという質問です。

これはですね、地域の方々の意見もあります。部落要望で出されてるかの確認を私はようしてませんけれど。 あそこ、現場を見る限り、毎年毎年、大体土がたまる構造になっております。これはですね、担当の方にその ときそのときに言ってもですね、なかなか予算がないとらちが明かない。それからあそこはですね、土がたま って人が入りにくくて、その作業員が入れんというような状況までお聞きしております。

この大事な河川につながる排水の溝ですので、ぜひですね来年に向けてこれの対処をお願いしたいと思うがですが、いかがでしょうか。

議長(山本久夫君)

地域住民課長。

地域住民課長 (村越豊年君)

それでは山﨑議員ご質問の、地域の環境整備にかんする佐賀支所前の排水路対策についてお答えを致します。 佐賀支所前の排水路につきましては、今年度の地域整備事業として計画に乗せて事業実施予定でございます けれども、現在業者等が大変多忙であり、現時点ではまだ対応できておりません。年度内での作業実施により 対応できる見込みでございますけれども、そういった部分でよろしくお願いしたいと思います。

議長(山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

ぜひ来年のその雨季までには完成するように、ひとつよろしくお願いします。

それからですね2番目です。

浜町から明神に至る溝は、先日そこに立って初めて私も実感致しましたが、水の流れが悪いのか水がないのか分かりませんけれど、汚水のにおいがかなりあると感じました。これらは本格的に町の排水路の整備計画を立てて取り組むべき課題と思いますが、町の方向性はどのようになっていますか。

これは、私、ここの質問だけ出しておりますけれど、町全体の排水の在り方、これがやっぱり計画的にですね長期な視点に立って、100 メーターずつでも改修していくというような考えに立っていただきたいわけですけれど。取りあえずこのにおいの、生活環境のにおい。それから、ここには載ってないですけど、逆に溝が深くてですね、常に泥がたまる場所もございます。こういうものも併せて、これは佐賀だけでなしにどこでもある条件でございますが、やっぱり町の排水計画というものは、この振興計画にもございますけれど、やはり推進していくという大きな条件がありますので、前提がありますので、ぜひですね計画性のある排水計画というものを立てていただきたいと思います。水がやはり流れないのは、平坦地でありますので流れにくいというがはよく分かります。けれども、例えば年に1回用水をですねここへだーっと流すとか、いろんな方法、においを消す方法論はあるかと思いますが。

まずは過去の古い、ずうっと溝がありますので、町が年間 100 メートルずつやっていくとかいうようなこと が考えられないか、計画の中に入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 (山本久夫君)

建設課長。

建設課長(今西文明君)

それでは通告書に基づきまして、山﨑議員2番のカッコ2、排水路にかんする質問にお答え致します。

議員から質問ありました、浜町から明神に至る県道佐賀港線は町の中心と佐賀漁港を結ぶ道路であり、浜分地区の生活道路でもあります。この道路の管理者は幡多土木事務所であり、日々のパトロールを含め、適切な維持管理をしていただいていると認識しています。また地域住民においては、3年に一度ではありますけれど

も一斉清掃時にご協力をいただいております。

質問の個所を先日見てまいりました。ここの場所は高知県漁協佐賀統括支所の付近で、ちょうど2階からの生活雑排水と道路排水が交わる個所であります。よく見ますと、グレーチングの上から見ますと、草が繁茂しておりました。多分、栄養価の高いものが流れ込んで、そこで自然発生的に草が繁茂したものであると思いました。

この状況を地域の区長さん、あるいは漁協にも伝え、日々の管理の中で協力できないかお願いしてきたところであります。また、この道路の管理者である幡多土木事務所についても今後要望していきたいと思います。

地域の生活排水すべてを道路管理者、あるいは行政の方で行うのはなかなか難しい課題がありますので、住 民力をお借りしながら対応していきたいと思っております。

以上でございます。

議長(山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

この振興計画の中でにですね、現況と課題というのがありまして。生活排水処理基本計画により、集落排水 処理施設及び合併処理浄化槽の普及を促進してきたが、まだ大部分が未処理のまま排出されており、そのほと んどが水路や側溝を通じて河川から海へと排出され、自然環境への影響が懸念されている。生活排水という本 町における水質悪化の一番の原因をなくしていくことが課題であるということになっておりまして。その生活 排水処理計画の推進ということで、生活排水処理施設加入促進、それから合併浄化槽の設置整備、それから都 市下水路の整備、有用微生物群の利用促進というような点で書かれております。

これは町全体の問題でございますので、もちろん町民とそれから行政とが協力し合って、なるべく金の掛からん方法で考えていかなければなりませんが。毎年毎年やはり心配される問題でございますので、計画としてはですね別段にやっぱり行政の方が、何年までにはここの水路を改修するというような計画は持ってないとですね、前に進まない話でございますので、ひとつこの計画性についてのお答えをいただきたいと思います。

議長 (山本久夫君)

住民課長。

住民課長(松田春喜君)

お答えをします。

排水路につきましては、町道とかですねいろいろ側溝と一緒になっておる部分がかなりありまして、事業的 に町道とセットでやった方がですね、有利な場合等も考えられます。そして排水路、町内全部をですね拾い上 げて計画をするということがかなりの時間を要するというふうにも考えます。

現在、地域要望の中で緊急にしなくてはならない所はですね要望を挙げていただいて、それで数カ所ずつをですね、ちょっと遅れる場合もあるかもしれませんが施工しているというふうな状態で、かなり緊急な場合は対応できているというふうに思いますので、今後も一応こういう地域整備の中でやっていきたいというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

議長(山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

町内全体を見回すと大変な数の場所になると思いますので、町の考えもよく分かります。今後ともですね、 町も住民の方から指摘があったり、特段の要望があればですね、やはり前向きに声を聞いてですね、頑張って やっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから3番目ですが。佐賀診所から港へ出るカーブでの出入りに車の運転が難しいとの批判を受けますが、 形状の変更等で安全策は取れないかという質問でございます。

ここは現場へ行きますと、ガードレールのとこへ早くも傷がついた跡がございます。どなたかが多分、車を ぶつけたがじゃないろうかという思いです。診療所側から港に向かってですね真っすぐ、最近になって改修さ れて、ええ道ができております。私もあそこの入り具合についてはですね、車ではよう注意しながら行かない と難しい方向があります。

ここはですね、緊急時に津波から逃げるにしても、車で立ち往生1カ所できたらですね、なかなかこれは走るに走りにくいなというとこもありますが。町から見た、あそこのカーブの現状を直せるか直せないか、ひとつお願いします。

議長(山本久夫君)

建設課長。

建設課長 (今西文明君)

それでは通告に基づきまして、山﨑議員2番のカッコ3、佐賀診療所から港へ出るカーブの問題について、 ご質問にお答え致します。

この場所につきましては、私も日々よく利用さしていただいてます。佐賀診療所から港に通じる町道大町西線と県管理の臨港道路が交わる場所であります。現地は平行に近い変則的な交差点となっており、間口は約6メートル程度と狭く、ガードレールで区切られた所であります。特に臨港道路の西側から町道に進入する場合、大きく膨らんでからでないと入ることができない構造となっており、しかも段差があり、東側からの進入もすぐに町道側がカーブとなっているため、運転技術が必要であると、体験を含め認識しています。

道路構造令では、個々の道路は交差点において結ばれて初めて面的な交通需要に応えるネットワークとして機能し得るものであり、交通量や交通車両、設計速度、交差角、形状が細かく規定されております。特に交差角については、互いに交差する交通流は直角またはそれに近い角度、おおむね75度以上というのが望ましいとされております。しかしながら、現地は土地の制約上もあり、ほぼ平行的な、変則的な交差点となっております。

今後におきましては、幡多土木事務所とガードレールの撤去を含め協議を行うとともに、町道管理者として 舗装や縦断変更等ができないか、来年度において検討し対処したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

ありがとうございます。

それとですね、この方向をちょっと反対向きに見まして、佐賀診療所から中学校へ行く道ですが。ここの道 の今後の拡幅の計画とか現状とかあればですね教えていただきたいがですが。

ここは以前から少し地権者の問題もありまして、すったもんだあったようですが。やはり今、津波の問題、 避難の問題考えますと、思い切った施策をしないと、あそこが真っすぐに中学校向いて通れないと。車で慌て て通ることは当然できない4差路がありますので、まず安全な対策のできる道路を造る必要があるということ が思われます。

ほんで、現状を教えていただければお願いします。

議長(山本久夫君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (浜田仁司君)

その道は佐賀診療所から県道中土佐佐賀線と交差する間の道ですが。

これについては漁業集落環境整備事業の中で計画実施しておりましたですけど、用地交渉不調のため現在も実施されておりません。

以上です。

議長 (山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

実施はされてないですけんど、今後どういうふうに対処していくのかはまだないですか。

議長(山本久夫君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (浜田仁司君)

用地交渉ができませんので、不調ですので、未定です。

議長(山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

用地交渉が駄目だからできないということで、まあよく分かります。

分かりますが、将来的にはここは町としてはつなげたいという気持ちを出してもらわんとですね、そら用地 交渉ができんがやったらできん、仕方ないねというわけにはいかんと思いますので、ぜひ努力をですね今後も 重ねていただきたいがですが、いかがでしょうか。

議長 (山本久夫君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (浜田仁司君)

この問題につきましては、避難道の中にも同様の地権者がおりましてですね、現在も交渉ができないような 状態ですので、同様の状態です。

議長(山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

分かりました。まあ大変じゃろうと思います。思いますが、できませんだけじゃなしにやはり今後できるだけできるように、努力するというぐらいはぜひお願いしたいと思います。

次へまいります。3番、町有財産についてでございますが。

町の財産や施設は毎年行政報告に計上し、土地については行政財産で149カ所、普通財産で70カ所、建物については196カ所があります。その中で、現在の利用状況をお聞きします。

特に、現在利用されてないもの、それから他の目的に利用しているもの、今後処分の必要なものについて有 効活用をどのように考え対応していくのか、町のお考えをお示しください。

議長 (山本久夫君)

総務課長。

総務課長(武政 登君)

それでは山﨑議員の3番目、町有財産についての一般質問、通告書に基づきましてお答えを致します。 行政財産、その財産、行政目的に応じた利用をされているもののほか、本来その目的で利用されなくなった もの、これにつきましては所要の手続きを経た後、他の目的に利用をしてございます。

平成24年度、業務執行報告書に町有財産の建物の明細を掲載していますが、ここには施設ナンバーで整理させていただきまして、合計196カ所、6棟となってございます。これ1棟ごとに物件をカウントしていきますと、全体で346棟ほどになってございます。このうち、所要の手続きを経て他の目的に利用しているものは15棟ございます。本来の施設の目的は小学校や保育所でございます。

また、今後処分の必要なものは、というご質問でございますけれど。町有財産の財産台帳、これは各課に整備されてございまして、その移動状況につきましては毎年度の業務執行報告書にてご報告をさせているのが現状でございます。

しかし、議員の言われる財産の今後の処分や、その有効活用についての方針まで言及した、いわゆる施設の 管理計画というものは現在では持ち合わせてございません。

ここで、この施設の管理計画に関連した情報を少しご説明致しますと、平成25年の12月16日付の官庁速報がございまして、総務省は2014年度から、高度成長期に整備した公共施設がこれから大量に更新の時期を迎えるに当たって、その老朽化対策として公共施設等総合管理計画の策定を自治体に要請するとございました。コスト縮減も念頭にして、全施設について更新、統廃合、他の施設との複合化、長寿命化、そして解体といった、その処分方針を決めて、それぞれの実施方法や工程表を盛り込んでもらうというものでございます。その一方で、自治体の財政は依然として厳しい状況が続くことが見込まれることから、財政負担の軽減と平準化を図るための計画策定の費用への地方財政措置を通しての自治体を支援するというものでございます。

この公共施設総合管理計画については、自治体が所有する学校や公営住宅、すべての公共施設が対象となってございます。計画を策定するには、施設の数や耐用年数、そして維持管理費、利用状況などの実態を把握致しまして、その上で人口の減少や少子高齢化、市町村合併に伴う住民のニーズの変化のほか、自治体の財政見通しや将来の人口動向も踏まえて、住民や議会の意見を聞いた上で各施設の実施工程表を作成するというものでございます。さらに、老朽化した施設を解体、撤去する場合、赤字地方債を発行して費用を賄うことが特例的に認めるという方針でございます。しかしこれにもやはり、この公共施設総合管理計画の策定というものが条件となってございます。従いまして、総務省の言うこの公共施設等管理計画を策定致しますと、必然的に黒潮町での施設管理計画も整備されることになりまして、町有財産の有効活用が明確化されるのではないかと、そのように考えているところでございます。

今後は関係省庁からの事務連絡、あるいは通達等の情報収集を行って、公共施設等総合管理計画の策定に向けて取り組みを開始して、町有財産の有効活用にも努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

議長(山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

町の財産を解体したり処分したりするというときには、なかなか大変な前段の準備が要るようでございますが。

端的に聞きますと、佐賀のですねパイロットにありますあの焼却場。これが見るたびにですね、私も昔そこ

に関係したことがありますので、見るたびに悲しくなります。いつまでこの状況で置かれるのだろうか。今、 熊井からですねパイロットに向けて、土捨て場でかなり大きな道が整備されようとしてますが、この道と、そ れからあそこの広場と。あの焼却場の元の広場とですね。それから今、大和田、それから町分から避難路が山 にどんどんと上がってきております。これから上もですね、その熊井からの来る道と連絡を取って、そのパイ ロットの広場までこの避難される方が集まれるような状況になればいいなと私は思っておりますが。

この焼却炉の処分はですね、それさえできればですね、もっとあそこの活用もできるのではないかと考えますが。焼却炉の処分について、まずできるかできないか。早急にできるのか、何年後にできるのか。

ここをお聞きします。

議長(山本久夫君)

住民課長。

住民課長(松田春喜君)

お答えをします。

以前にですね、焼却炉、ストックヤード、事務所等含めてですね、すべて解体等の予算的なものをはじいた 経過があるようでございます。若干2,000万とかですね、そういう数字を覚えておるところですけども。その 後、まあ2,000万かなり高額ですので、やまった経過のようでございます。

その後、何に使うか、使用していくかということをあまり議論されていないのが現状ですので、皆さんから そういう意見もいただきながら検討せないかんというふうな感じで思っておるところです。

以上です。

議長(山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

その法的な縛りはないですか。

例えば、もう起債がまだ残っているのでできないとか、期限的な制約はないですかね。お金の問題だけですかね。

議長(山本久夫君)

住民課長。

住民課長(松田春喜君)

その試算した時点もですね、かなり以前のことですので、ちょっと自分の方でも調査をしてですね、今後ど うするか検討していきたいというふうに思います。

以上です。

議長(山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

私はこの焼却炉については負の遺産じゃと考えております。その当時はですね、町になくてはならない焼却炉でございましたが、今、中村にその溶融炉ができまして、それ以後、それからダイオキシンの問題なんかもありまして、なかなか撤去も難しいという状況もございました。そこらあたりのものがですねクリアできるような状況が整えたらですね、2,000万ぐらい要るということですけれど。

今、津波対策の関係と併せてですね、あそこに命の広場を造るというような状況でですね、何とかそこの計画に乗せてですね、無理やりでもあそこをやっていけるような方向性を見出していただきたいがですが。

いかがでしょうか。

議長 (山本久夫君)

副町長。

副町長(植田 壯君)

お答えします。

現在ですね、あこにある焼却炉だけでなく、町内には何カ所かまだ不要な建物、危険な建物等があってですね、その解体が求められる所もありますので、これまでいろんな補助事業はないかとか財源の確保に努めてまいりました。なかなかなかった状況もあってですね、一気に解体までにいからったという状況もございます。 焼却炉につきましては、今言われました計画等も今後必要かと思いますけれども。

今回、この先ほど総務課長が申しましたように、公共施設総合管理計画ができればですね財源措置があるというようなことでございますので、この計画をまず立ててですね、順次そういったとこを整備、解体というか整備をしてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

議長(山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

副町長も言われましたけれど、町内にですね小学校、中学校、それから保育所。今その休んでおるような学校がありますけれど。これらも併せてですね、やはり町の財産の効率的な使用方法、これもですね平行して考えていかんとですね、建物がずうっと放り出されて何をするか分からんというような状況じゃなしに、これもひとつ町の大きな施策としてですね、余ったそういう建物は有効利用しょうという考えでぜひ進めていただきたいと思います。これ以上はまああんまり突っ込んだことは言いませんけど、よろしくお願いします。

続きまして、漁業対策に移ります。

1番ですが、現在県は津波対策で燃料タンクの設置を地下増設し直す考えのようですが、町は燃料タンクの 在り方をどのように計画していますか。また、旧タンクの跡をですねどう処理するのか、考えはありますか。 防災上、各漁協の不適切な建物はないのか、現状把握しているか、漁協とどのように連絡し対応していくかお 聞きします。

まずお願いします。

議長(山本久夫君)

海洋森林課長。

海洋森林課長(浜田仁司君)

それでは山﨑議員の漁業対策についてお答えさしていただきます。

カッコ1ですが、高知県の漁業用屋外燃油タンクの減災対策方針については次のとおりです。

減災対策の方針として、原則として適正規模が20キロリットル以下のタンクについては、タンクローリーによる給油、それ以上については地下タンク、もしくは高台移転の対応を漁協に求めていくとなっております。

適正規模ですが、適正規模の算出は現行の屋外燃油タンクの規模掛ける通常充填(じゅうてん)率掛ける 1.2 となっております。例を挙げれば、原油タンクの規模が 50 キロリットルで通常充填(じゅうてん)率が 20 パーセントであった場合、50 キロリットル掛ける 0.2 掛ける 1.2 で 12 キロリットル。この場合はタンクローリーによる給油となります。2 番目として、現行タンクの規模が 50 キロリットルで通常充填(じゅうてん)率が 70 パーセントであった場合、50 キロリットル掛ける 0.7 掛ける 1.2 イコール 42 キロリットルで、地下タンクもしくは高台移転となります。

一方、地下タンク化については、基礎地盤が固い岩盤であった場合、施工費が巨額になることから、その代替策として現在、米国基準の対テロ用の屋外燃油タンクを適応できないか、併せて、津波による流出時の油漏れ対策を調査中ということです。黒潮町で屋外燃油タンクがある県漁協の支店所は佐賀、伊田、上川口です。地下タンクは入野、田野浦です。佐賀は容量190 リットルの重油タンクと、容量70 キロリットルの軽油タンクがあります。軽油タンクについては、平成27 年度に地下タンク化へ移行する予定ですが、重油タンクについては地盤が岩盤であり、地下タンク化は経費が大きくなるため県、漁協と協議中です。伊田支所については、容量が15 キロリットルの軽油タンクがありますが、年間の給油使用料が15.6 キロリットルと少量ですので、平成26 年度に船舶給油取扱所として岸壁の一部を改修し、タンクローリーで給油を検討しています。

屋外タンクについては、タンクローリーでの給油のめどが立ち次第、撤去する予定です。上川口は50キロリットルを重油タンクと30キロリットルの軽油タンクがありますが、重油タンクは現在使用されていませんので平成26年度に撤去し、軽油については伊田支所と同様にタンクローリーで給油方法を検討していますが、年間の給油量が56キロリットルとありますので、地下タンクの設置も視野に入れながら漁協と協議の上、平成28年度に屋外タンクの撤去を考えています。いずれにしても計画ですので、漁業者との協議や費用負担等の調整が必要です。タンク撤去後の跡地利用については、漁協と連携して取り組んでまいります。

防災上の不適切な建物は見当たりませんが、各施設の老朽化が目立っております。特に田野浦漁港では、荷揚げ場や給油岸壁のエプロン部分が剥離(はくり)しており、県や漁協と協議の上、早急な対策が必要と考えております。

以上です。

議長(山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

田野浦のその位置がですか、現在使用されてない。これも検討していただくということですが。あれを見る限り、誰もがまあやっていただけるろうなあという感じでおりましたけれども、先に課長に答弁いただきましたのでありがとうございます。

それから、そのタンクローリーでやられる場合に、例えばその位置とか場所とかですね、船からの距離とか。 そこらはうまいこと船に燃料が運べるような状況になるがですかね。

議長 (山本久夫君)

海洋森林課長。

海洋森林課長(浜田仁司君)

それは現地の方で給油等については実際タンクローリーを岸壁に付けてですね、そういう調整はしていくべきやと思っております。

議長(山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

だんだんとですね、やっぱり津波対策に対する心配を考えていただいておりますので、これは漁協と町と県と、それぞれが知恵を出し合って、よりいいものに考えていただきたいと思います。

それでは2番目に移ります。

ますます円安で燃料が高騰して、厳しい経済状況に置かれている中で、黒潮町の水揚げをどのように増やすか。誰もが努力し悩んでいますが、どのように活性化していこうと考えていますか。

一つの視点として、佐賀の生餌の子割りの整備について継続的に町がバックアップすれば安心した施設の管理運営が図れると考えるが、町の考えをお聞きします。そのことによる漁協の水揚げを安定的に向上さすための手段としては大切なことではないかと考えますがいかがですかという質問です。

これは先輩議員らが何回かご質問した中でお答えもいただいておりますけれど、この生餌の管理、子割りの管理ですね。これはその関係者の方も前向きにですね、できるだけお金の掛からない方法で、古いものを再利用したりしてですね、安定的な運営の在り方を考えておられますが。やはりその子割りを海から陸へ上げたり、陸から海へ下ろしたりする費用、それから、それにもろもろの付属する道具ですか。それからその付帯施設。こういうものについてですね、町はいろいろと心配もされていただいておるようでございますが、漁協もなかなか厳しい状況にありまして。

できるだけその必要なときにはですね、20万でも30万でも町からですね思い切った負担ができるように、 そういう配慮をしていただきたいと思っておりますが、現状は多分課長の方で深く考えておられまして、いろ いろとやっていただいておると思いますが、ひとつよろしくお願いします。

議長(山本久夫君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (浜田仁司君)

それでは山﨑議員の4番目、カッコ2ということでお答えさせていただきます。

佐賀漁港への水揚げ増のための活餌の供給事業につきましては、佐賀漁港でこの活餌の供給事業が再開された平成の21年度より今年度まで、町として子割りや洗浄機等、施設機器の整備のための助成、そのほか姫路とか長崎、近港湾、鹿児島ですが。そこの餌場との情報交換ということで町も同行して餌場の方に行って、継続的に支援等を行っております。先ほど山﨑議員が言われましたように、そういうもろもろの経費につきましても、今後そういう助成ということで今述べましたように、継続的に行っていく考えでおります。

水揚げ誘致については、町よりの助成で平成24年度から、漁協の販売手数料の歩戻し等で取り組んでおりますが、平成25年度は土佐沖の漁場がほとんど形成されなかったことにより水揚げ減少となっています。

水揚げ向上の手段として活餌の供給事業がありますので、今後とも県や漁協、関係者と連携協議して、それ ぞれの役割を確認しながら取り組んでまいります。

以上です。

議長(山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

その水揚についてですが。この生餌ですか、この活魚の利用いうがは一つの大きな視点じゃと思います。

先輩議員らが何度が質問されましたけれど、町から見てですね、いろんな方策をせんと水揚げは上がらんとは思うがですが、深いとこでは今言うその魚体が遠のいて、なかなか釣れないというような状況もございます。 自然の成り行きなのか、人的な動向でとか、いろんな船が増えたから魚体が減ってきたというようなこともあるかも分かりませんけれど。

町はいろんな手を打たないかん状況がございますが、佐賀の水揚がこうやって減っていくというのは、まあ誰もが手が出せないとこなのか。いや、こういう手を打ったら町は良くなっていくと思うて頑張りよりますと言うのか。具体的にですね、いろんな施設ができておるわけですけれど、実際、漁民のですねその懐具合まで影響がまだ出にくいがじゃないろうかという気がしております。

それから、その生餌でやる漁業とですね、それから擬似餌でやる漁業、いろいろございます。それぞれの漁

民の方のですね意見を今後とも吸い上げて、それぞれの釣り方、漁法によってまた意見があると思いますので、 ぜひですね、漁協単体でなくそれぞれの小釣りの漁業者、それから19トンの漁業者。そういうこともぜひ意見 の収集をしていただけないものか、お聞きします。

議長(山本久夫君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (浜田仁司君)

これについては前も山﨑議員の質問のときに述べたと思っておりますけど。県漁協の佐賀の統括支所の中においては定期的なそういう関係者、小釣りの方とか、19トンの方とか、大型の方を交えた定期的な会を行っておりますので。町の方もそういう会には出席しておりますので、そういう所から関係者の意見は吸い上げて、支援策として挙げていっております。

以上です。

議長(山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

分かりました。いろいろと努力されておりますので、それは十分に課長が配慮されていると思います。

できるだけですね、この油が高くて沖へ行く回数もだんだん減ってきております。漁師が安心して沖へ出られるようにですね、いろんな手を尽くさないと、今のこの状況が1年2年と続いていくとですね、なかなか後継者も育ってこない。それから、漁民そのものも高齢化になっておりますので。人口動態を見ましても、だんだんと、もう10年もしたら1,000人も2,000人も減っていくというような状況がございますので、早め早めにですね手を打って、後継者も、一次産業、農業も漁業も一緒ですけれど、手を打っていかないといけない早急な時期があります。ぜひ今後とも頑張っていただきたいと思いますが。

その人口を見据えた後継者対策とかいうものを考えておられたらお願いします。

議長(山本久夫君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (浜田仁司君)

後継者対策ということですが。新規の後継者対策につきましては、こないだ9月議会ですか、新規の漁業就業者ということで、入野漁協で1名漁業をしたいということで入っておりますので、それについては町の方も支援します。

それから引き続き、来年度もそのことも続く予定ですので、支援の方は考えております。 以上です。

議長(山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

それから私、ちょっと慣れない言葉を耳にしたがですが。今、19 トンとか大型でその外国の方に乗っていただいてるという状況がございますが。何か3年ぐらいで、本人たちは切り上げて帰らないかんという条件があるがでしょうか。

それから、その中にはですねこういう意見もございます。それぞれ研修生、立派な方たちでございますが、 中にはもうちょっといてほしいと。この研修生たちはもうちょっといてほしいという状況のときに、その契約 が3年であるために帰らざるを得ないと。再度新しい人を雇わなきゃいかんという状況があるようです。ここ らあたりの具体的なことでですね、契約上は仕方ないということなのか、そういう声が挙がればまた雇用もできるということになるのか。

お聞かせください。

議長(山本久夫君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (浜田仁司君)

これにつきましては、外国人技能実習制度というのがありまして、3 カ年、現在インドネシアの方から漁業研修生として来日してから3カ年。それが過ぎれば帰っておるような状況です。毎年4月の中旬、こないだ13日に室戸のセンターの方に入って、それからこれから3カ月間研修して、2月の末に閉校式を行って、それから洋上研修ということで、3年間くらいを過ごして帰るということです。

先ほど山﨑議員がおっしゃいましたように、漁民の方からは3年以上の研修いうか、そういう技術の習得がほしいということは私の方にも入っております。6月の議会のときにもそのことを一部述べさせていただきましたですけど。今回、こないだ12月10日ですか、政府の方がですね、農林水産業地域活性化本部というのを5月に立ち上げて、12月20日に発表しておりますが。その中で検討課題として、この延長をですね、3年を5年にする延長については26年度中に何とか結論を得たいということで、法務省と厚生労働省の方がそこらへんを調整するということで中央の方では行っているということです。

以上です。

議長 (山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

研修生については、その研修生を乗船させている形態の船についてはですね当然必要な状況でございますが。 個人的なというか私の感じで、この漁民のその後継者とかいうようなものを考えたときにはですね、何か少し 裏腹なとこがあるかなと。彼らが、例えばお国へ帰ってですね、その日本で学んだ漁法や技術、これがどのよ うに生かされているのか分かりませんので、何とも言えませんけれど。もし仮に、日本の技術なりその狩猟の 仕方を向こうで十二分に発揮されたらですね、これは我々の日本の漁協のですね、どっちか言うたらライバル になるという気も、私みたいな素人は感じるわけですけれど。これはまあいろんな制度の中でそれぞれの漁業 の形態の中で行われることですので、それはそれで仕方ないという感じもございます。要らんことを私が感じ るだけかも分かりませんけれど。

行政の方は、後継者と外国人の雇用ということで何か考えがあればですね、お聞かせください。

議長(山本久夫君)

海洋森林課長。

海洋森林課長(浜田仁司君)

外国人の漁業研修生の期間の延長、3年、5年については前々から漁業者の方から要望がありますので、そういうのがあればですね、そういう官庁に対して働き掛けをしていきたいと考えております。

以上です。

議長(山本久夫君)

山﨑君。

8番(山﨑正男君)

ちょっと時間が早過ぎますけれど終わります。

ありがとうございました。

議長(山本久夫君)

これで山﨑正男君の一般質問を終わります。 以上で、本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会します。

散会時間 15 時 41 分